

対馬市告示第126号

令和5年第4回対馬市議会定例会を次のとおり招集する

令和5年11月21日

対馬市長 比田勝尚喜

1 期 日 令和5年12月5日(火)

2 場 所 対馬市議会議場

○開会日に応招した議員

糸瀬 雅之君	陶山荘太郎君
神宮 保夫君	島居 真吾君
坂本 充弘君	伊原 徹君
入江 有紀君	船越 洋一君
脇本 啓喜君	小島 徳重君
黒田 昭雄君	小田 昭人君
小宮 教義君	上野洋次郎君
大浦 孝司君	作元 義文君
春田 新一君	初村 久藏君

○12月6日に応招した議員

陶山荘太郎君	神宮 保夫君
坂本 充弘君	伊原 徹君
入江 有紀君	船越 洋一君
脇本 啓喜君	小島 徳重君
黒田 昭雄君	小田 昭人君
波田 政和君	小宮 教義君
上野洋次郎君	大浦 孝司君
作元 義文君	春田 新一君
初村 久藏君	

○12月7日に応招した議員

糸瀬 雅之君	陶山荘太郎君
神宮 保夫君	島居 真吾君

坂本 充弘君	伊原 徹君
入江 有紀君	船越 洋一君
脇本 啓喜君	小島 徳重君
黒田 昭雄君	波田 政和君
小宮 教義君	上野洋次郎君
大浦 孝司君	作元 義文君
春田 新一君	初村 久藏君

○12月8日に応招した議員

糸瀬 雅之君	陶山荘太郎君
神宮 保夫君	島居 真吾君
坂本 充弘君	伊原 徹君
入江 有紀君	船越 洋一君
脇本 啓喜君	小島 徳重君
黒田 昭雄君	波田 政和君
小宮 教義君	上野洋次郎君
大浦 孝司君	作元 義文君
春田 新一君	初村 久藏君

○12月19日に応招した議員

糸瀬 雅之君	陶山荘太郎君
神宮 保夫君	島居 真吾君
伊原 徹君	入江 有紀君
船越 洋一君	脇本 啓喜君
小島 徳重君	黒田 昭雄君
小田 昭人君	波田 政和君
小宮 教義君	上野洋次郎君
大浦 孝司君	作元 義文君
春田 新一君	初村 久藏君

○12月5日に応招しなかった議員

波田 政和君

○12月6日に応招しなかった議員

糸瀬 雅之君

島居 真吾君

○12月7日に応招しなかった議員

小田 昭人君

○12月8日に応招しなかった議員

小田 昭人君

○12月19日に応招しなかった議員

坂本 充弘君

令和5年 第4回 対馬市議会定例会会議録(第1日)

令和5年12月5日(火曜日)

議事日程(第1号)

令和5年12月5日 午前10時00分開会

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 議長の諸般報告
- 日程第4 市長の行政報告
- 日程第5 総務文教常任委員会の閉会中の所管事務調査報告
- 日程第6 厚生常任委員会の閉会中の所管事務調査報告
- 日程第7 産業建設常任委員会の閉会中の所管事務調査報告
- 日程第8 認定第1号 令和4年度対馬市一般会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第9 認定第2号 令和4年度対馬市診療所特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第10 認定第3号 令和4年度対馬市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第11 認定第4号 令和4年度対馬市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第12 認定第5号 令和4年度対馬市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第13 認定第6号 令和4年度対馬市旅客定期航路事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第14 認定第7号 令和4年度対馬市集落排水処理施設特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第15 認定第8号 令和4年度対馬市水道事業会計決算の認定について
- 日程第16 議案第58号 令和5年度対馬市一般会計補正予算(第5号)
- 日程第17 議案第59号 令和5年度対馬市診療所特別会計補正予算(第2号)
- 日程第18 議案第60号 令和5年度対馬市国民健康保険特別会計補正予算(第1号)
- 日程第19 議案第61号 令和5年度対馬市後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)

- 日程第20 議案第62号 令和5年度対馬市介護保険特別会計補正予算（第2号）
- 日程第21 議案第63号 令和5年度対馬市旅客定期航路事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第22 議案第64号 令和5年度対馬市水道事業会計補正予算（第1号）
- 日程第23 議案第65号 対馬市災害派遣手当等に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第24 議案第66号 対馬市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例
- 日程第25 議案第67号 対馬市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第26 議案第68号 対馬市国民健康保険税条例の一部を改正する条例
- 日程第27 議案第69号 対馬市教職員住宅管理及び使用料条例の一部を改正する条例
- 日程第28 議案第70号 対馬市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第29 議案第71号 対馬市企業誘致に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第30 議案第72号 対馬市営駐車場条例の一部を改正する条例
- 日程第31 議案第73号 対馬市交流センター駐車場の指定管理者の指定について
- 日程第32 議案第74号 あそうベイパークの指定管理者の指定について
- 日程第33 議案第75号 対馬市こどもデイサービスセンターの指定管理者の指定について
- 日程第34 議案第76号 対馬市高齢者生活福祉センター「ピアハウス」の指定管理者の指定について
- 日程第35 議案第77号 デイサービスセンター御嶽の里の指定管理者の指定について
- 日程第36 議案第78号 デイサービスセンターなるたき園の指定管理者の指定について
- 日程第37 議案第79号 対馬市厳原地区公民館分館ありあけ会館の指定管理者の指定について
- 日程第38 議案第80号 あらたに生じた土地の確認及び字の区域の変更（シレイ・唐洲地区）

本日の会議に付した事件

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 議長の諸般報告
- 日程第4 市長の行政報告
- 日程第5 総務文教常任委員会の閉会中の所管事務調査報告
- 日程第6 厚生常任委員会の閉会中の所管事務調査報告
- 日程第7 産業建設常任委員会の閉会中の所管事務調査報告
- 日程第8 認定第1号 令和4年度対馬市一般会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第9 認定第2号 令和4年度対馬市診療所特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第10 認定第3号 令和4年度対馬市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第11 認定第4号 令和4年度対馬市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第12 認定第5号 令和4年度対馬市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第13 認定第6号 令和4年度対馬市旅客定期航路事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第14 認定第7号 令和4年度対馬市集落排水処理施設特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第15 認定第8号 令和4年度対馬市水道事業会計決算の認定について
- 日程第16 議案第58号 令和5年度対馬市一般会計補正予算（第5号）
- 日程第17 議案第59号 令和5年度対馬市診療所特別会計補正予算（第2号）
- 日程第18 議案第60号 令和5年度対馬市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）
- 日程第19 議案第61号 令和5年度対馬市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）
- 日程第20 議案第62号 令和5年度対馬市介護保険特別会計補正予算（第2号）
- 日程第21 議案第63号 令和5年度対馬市旅客定期航路事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第22 議案第64号 令和5年度対馬市水道事業会計補正予算（第1号）
- 日程第23 議案第65号 対馬市災害派遣手当等に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第24 議案第66号 対馬市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例

- 日程第25 議案第67号 対馬市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第26 議案第68号 対馬市国民健康保険税条例の一部を改正する条例
- 日程第27 議案第69号 対馬市教職員住宅管理及び使用料条例の一部を改正する条例
- 日程第28 議案第70号 対馬市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第29 議案第71号 対馬市企業誘致に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第30 議案第72号 対馬市営駐車場条例の一部を改正する条例
- 日程第31 議案第73号 対馬市交流センター駐車場の指定管理者の指定について
- 日程第32 議案第74号 あそうベイパークの指定管理者の指定について
- 日程第33 議案第75号 対馬市こどもデイサービスセンターの指定管理者の指定について
- 日程第34 議案第76号 対馬市高齢者生活福祉センター「ピアハウス」の指定管理者の指定について
- 日程第35 議案第77号 デイサービスセンター御嶽の里の指定管理者の指定について
- 日程第36 議案第78号 デイサービスセンターなるたき園の指定管理者の指定について
- 日程第37 議案第79号 対馬市巖原地区公民館分館ありあけ会館の指定管理者の指定について
- 日程第38 議案第80号 あらたに生じた土地の確認及び字の区域の変更（シレイ・唐洲地区）

出席議員（18名）

- | | |
|------------|------------|
| 1 番 糸瀬 雅之君 | 2 番 陶山莊太郎君 |
| 3 番 神宮 保夫君 | 4 番 島居 真吾君 |
| 5 番 坂本 充弘君 | 6 番 伊原 徹君 |
| 7 番 入江 有紀君 | 8 番 船越 洋一君 |
| 9 番 脇本 啓喜君 | 10番 小島 徳重君 |
| 11番 黒田 昭雄君 | 12番 小田 昭人君 |

14番	小宮	教義君	15番	上野洋次郎君
16番	大浦	孝司君	17番	作元 義文君
18番	春田	新一君	19番	初村 久藏君

欠席議員（1名）

13番 波田 政和君

欠 員（なし）

事務局出席職員職氏名

局長	國分 幸和君	次長	平間 博文君
課長補佐	糸瀬 博隆君	係長	犬束 興樹君

説明のため出席した者の職氏名

市長	比田勝尚喜君
副市長	俵 輝孝君
教育長	中島 清志君
総務部長	木寺 裕也君
総務課長（選挙管理委員会事務局書記長）	一宮 努君
しまづくり推進部長	伊賀 敏治君
観光交流商工部長	阿比留忠明君
市民生活部次長	阿比留正臣君
福祉部長	田中 光幸君
保健部長	桐谷 和孝君
農林水産部長	黒岩 慶有君
建設部長	内山 歩君
水道局長	舍利倉政司君
教育部長	扇 博祝君
中対馬振興部長	原田 武茂君
上対馬振興部長	原田 勝彦君
美津島行政サービスセンター所長	藤田 浩徳君
峰行政サービスセンター所長	居村 雅昭君

上県行政サービスセンター所長	田村 竜一君
消防長	主藤 庄司君
会計管理者	勝見 一成君
監査委員事務局長	志賀 慶二君
農業委員会事務局長	主藤 公康君

午前10時00分開会

○議長（初村 久藏君） おはようございます。

報告します。波田政和君から欠席の届出があつております。また、市民生活部長、村井英哉君から今会期中の欠席の申出があつております。代理で、今会期中は市民生活部次長、阿比留正臣君が出席いたします。

ただいまから、令和5年第4回対馬市議会定例会を開会します。

議場の換気のため、出入口を開放して会議を運営することといたします。

定足数に達しておりますので、これから本日の会議を開きます。

日程第1. 会議録署名議員の指名

○議長（初村 久藏君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第88条の規定によって、船越洋一君及び脇本啓喜君を指名します。

日程第2. 会期の決定

○議長（初村 久藏君） 日程第2、会期の決定を議題とします。

お諮りします。本定例会の会期は、配付しております会期日程案のとおり、本日から12月19日までの15日間とすることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（初村 久藏君） 異議なしと認めます。会期は、本日から12月19日までの15日間に決定しました。

日程第3. 議長の諸般報告

○議長（初村 久藏君） 日程第3、議長の諸般報告を行います。

第3回定例会終了後以降の議長の行動等は、配付しております庶務報告書のとおりであります。次に、各常任委員会から委員派遣に関する調査報告の提出があつておりますので報告をいたし

ます。

総務文教常任委員会は、老岐市、大村市及び長崎市を訪問し、特別支援学校について、厚生常任委員会は大村市及び福岡市を訪問し、グループホーム、ヤングケアラー支援事業及び救急医療について、産業建設常任委員会は大村市、佐世保市及び福岡県宗像市を訪問し、屋外広告物の規制、道の駅の設立経緯などについてそれぞれ視察、調査研究を行っております。

詳細につきましては、配付しております委員会調査報告書のとおりであります。

もう一点、報告いたします。地方自治法第180条第2項の規定に基づき、議会の議決により指定されております2割以内の工事請負変更契約の締結、2件の専決処分が報告がっております。タブレットに掲載しておりますので、御確認ください。

以上、報告を終わります。（「議長」と呼ぶ者あり）16番、大浦孝司君。

○議員（16番 大浦 孝司君） 先ほど議長、諸般の報告、このことを通常であればそれを読んでくださいと、それだけで今までは済んだんですが、今回、特別なことが起こっております。そのことについて、ちょっと意見を申し上げたいと思います、議長に対して。

10月2日に対馬市政治倫理審査会へ調査請求書の写しを議長名で提出しております。それで、今月の1日に対馬市政治倫理審査会から調査報告書を受領しております。その内容を各19名の議員のタブレットの資料によって調査報告の確認をお互いに取りっております。この中で大変大きな結果が出ております。その内容は、調査請求に対して条例に抵触すると、例えば青森、北海道に複数の方が行かれました。このことに企業団体の、要は寄附をいただいて政治活動に参加したと、このようなことが省略されております。この議会の中で、今回の事案は大変、口頭での報告で済む問題ではございません。私なりに考えまして、今会期中にこの問題の話合い、もしくは方針をどのように決めていくか、これは事務局、そして議長の間でそういう方針を持たれておるならばこの場でそういうことを堂々と発言してほしいと思います。そうでなければ、私は大きな問題であろうと思います。そのことをこの場でよろしゅうございますが、もしそういう方針であるならば、後日そのことについて説明をしたいという方針であれば、そのことをこの場でこの時間に述べていただきたい。事務局長、その辺をひとつ2人で協議してください。終わります。

○議長（初村 久藏君） 分かりました。そのことについては大変真摯に受け止めております、私も。その関係で、今会期中に早めに議員全員で協議をしていきたいというような考えを持っておりますので、よろしく申し上げます。

○議員（16番 大浦 孝司君） 以上で終わります。

○議長（初村 久藏君） 10番、小島徳重君。

○議員（10番 小島 徳重君） 今、議長のほうからは、今会期中に全員でという話がありましたが、その場はどのような場なのか、案がありましたらお聞かせください。

○議長（初村 久藏君） 一応、7日の全協がありますので、全協で一応話をして、それからいろいろと協議をして本会議に持って行くか、いろいろ検討してもらいたいと思います。

以上です。

○議員（10番 小島 徳重君） 今、まず全協でという話がありましたけど、やはりこのことについては市民も関心が高いわけですから、全協が傍聴ができたり公開されてある中であるのか、それとも議員のみであるのか、そのあたりについても今、回答はなくても結構ですけど、やっぱり市民に十分周知できて、そして納得していただけるような場をつくっていただくように強く要望しておきます。

以上です。

○議長（初村 久藏君） 分かりました。

日程第4. 市長の行政報告

○議長（初村 久藏君） 日程第4、市長の行政報告を行います。

市長から行政報告の申出がっておりますので、これを受けます。市長、比田勝尚喜君。

○市長（比田勝 尚喜君） おはようございます。本日、ここに、令和5年第4回対馬市議会定例会を招集いたしましたところ、議員の皆様には、御健勝にて御出席賜り、衷心より御礼申し上げます。

初めに、本年10月に一時、給食を停止しておりました上対馬学校給食共同調理場の運営状況について、現状を御報告いたします。

3名の欠員でありました調理員につきましては、12月1日付で正職員1名を採用し、また、1月にもう1名の採用を見込んでおり、この方が採用となれば調理員の欠員は1月以降1名となる予定でございます。

給食提供を再開した10月16日月曜日以降につきましては、長崎県学校給食会からの職員派遣、また現在も継続して御支援いただいております上対馬病院からの調理員派遣など、皆様からの御支援、御協力により給食の提供を円滑に実施しております。御支援いただいた皆様に対し、心から感謝申し上げます。

現在は、上対馬病院からの御支援と代替職員での対応により給食提供を行っておりますが、安定的な給食提供のためにも残る1名の調理員の確保に努めてまいります。

次に、対馬市のデジタルトランスフォーメーションの推進を、より一層図るために長崎県デジタル戦略補佐官や内閣府クールジャパン・プロデューサー、日本薬科大学特別招聘教授、東北芸術工科大学客員教授の陣内裕樹氏、長崎県教育DXアドバイザー、大阪教育大学及び愛知教育大学の客員教授の小出泰久氏を令和5年11月29日付で対馬市未来共創フェローに委嘱しており

ます。

委嘱しました未来共創フェローのお二人には、国の動向、社会情勢や市の現状を踏まえ、専門的知見からデジタル変革に関する支援、助言をいただきながら陣内氏は総合政策担当、小出氏は教育政策担当として、デジタル変革によって未来を共に創造する役割を担っていただくこととしております。

また、共に創造する未来に向けて一人一人がこの変革を楽しみ、誰もが利用しやすく、人に優しい市民ファーストのデジタル変革に取り組み、持続可能なまちづくりの推進に取り組む対馬市わくわくデジタル変革宣言を委嘱式と併せて令和5年11月29日に宣言しております。

次に、SDGs推進に向けて、対馬モデル研究開発連携協定を締結しているサラヤ株式会社様、株式会社関西再資源ネットワーク様の御尽力により、対馬モデルの社会実証化と大阪・関西万博ブルーオーシャンドームでの取組成果発信に向け、令和6年1月、対馬市において海ごみの再資源化や再生可能エネルギーの創出等に取り組む新会社を設立いただく運びとなっております。対馬市のSDGs推進に向けて御活躍いただくことを期待しております。

次に、去る12月3日にラーム・エマニュエル駐日米国大使並びにユン・ドクミン駐日韓国大使が対馬市に来訪されております。

来訪の目的は、世界的に問題となっている海洋プラスチックに着目され、日本一海岸漂着ごみが多い対馬において、その状況の確認、視察であります。

対馬の漂着ごみの状況を目の当たりにされ、本市の取組状況の説明を聞かれ、私とともに両大使とも漂着ごみの回収作業も行われました。午後からは、対馬高校の生徒とも交流を図られ、海ごみに関する理解を深められています。これはまさしくキャンプ・デービッドにおいて日米韓の首脳会談で合意されたインド太平洋地域の安全と繁栄に寄与するアクションの一つといえます。昼食の折には、両大使に海洋環境の保護に関する国際会議等で対馬市の現状と取組をアピールする機会をいただけるようお願いしております。

今回の御来訪を受け、今後は日米韓でのシンポジウム開催など、グローバルな展開を進めていきたいと考えております。

それでは、9月定例会以降、本日までの主な事項につきまして御報告を申し上げます。

初めに、しまづくり推進部の関連でございますけれども、SDGsの推進に向けた取組を報告させていただきます。

去る10月20日・21日にブルーオーシャン・イニシアチブ（BOI）が主催する「対馬未来会議2023」が開催されました。これは、BOIとの「ブルーアイランド・プログラムに関する包括連携協定」に基づくプログラムの1つで、海岸漂着物の現地視察を行い、対馬の未来像を描くための議論が交わされました。

対馬未来会議には、島外からBOI会員・関係者及びスタッフ35名と島内事業者16名及び市の関係職員8名の総勢59名が参加し、対馬の現状、地元関係者の意見・アイデア等を踏まえ、対馬の現状に真摯に向き合いながら、今後の取組課題を御検討いただき、対馬の視点に立った有意義な議論が交わされました。

また、SDGs推進に関わる連携協定企業等の対馬視察及びスタディーツアーの受入れについてでございますが、10月10日・11日の2日間の日程で一般社団法人関西経済同友会30名、10月26日から28日の3日間の日程でアスクル株式会社、11月1日から2日の2日間の日程でKDDI株式会社、11月6日から7日の2日間の日程でレンゴー株式会社様に御来島いただき、それぞれ意見交換及びスタディーツアーを実施いたしました。

11月11日には、海洋プラスチックごみ問題の解決に向けた取組の一つである「大丸のクリスマスイベント」が、福岡市の博多大丸パサージュ広場で開催され、クリスマスツリーの点灯式が行われました。このイベントは昨年から実施しており、クリスマスツリーには、廃棄物に新たな付加価値を加えるアップサイクル体験としてフラワーポットづくりを行い、クリスマスツリーのオーナメントとして使用し、海洋プラスチックごみ問題について広く発信いたしました。

今後もSDGsの推進につきましては、市民や島内事業者を巻き込みながら、取組を進めてまいります。

次に、中対馬振興部の関連でございます。

去る11月5日日曜日、豊玉文化会館駐車場を会場として、第36回いきいき豊玉まつり産業祭が開催され、当日は2,500人を超える市民の皆さまに御来場いただきました。

祭りは、豊玉南保育所園児によるダンスやバルーンショー、餅まきなどの多彩なイベントと、竹あかり体験ワークショップや、対馬南・北両警察署、交通安全協会、環境省の御協力によるミニ白バイ体験、ドライビング・シミュレータなどの体験型のイベントが行われました。併せまして、地元で採れた新鮮な野菜や鮮魚などの農林水産物の販売、イノシシ肉を使った豊玉元気鍋の提供なども行われ、また、4年ぶりに海山交流事業で交流活動を行っている熊本県山江村の出店もあり、訪れたたくさんの市民でにぎわいました。

祭り実行委員会及び商工会や農協・森林組合などの団体や御出店いただいた関係者の皆様の御協力により、盛会のうちに無事終了したことに對し、この場を借りてお礼を申し上げたいと思います。

次に、教育委員会事務局の関連でございます。

赤米サミット2023 in 対馬・豆殿の実施について、御報告いたします。

赤米の栽培と民俗行事が伝わる岡山県総社市、鹿児島県南種子町と対馬市の3市町は、2014年3月に赤米伝統文化交流協定を結び、保存会・児童・行政関係者がお互いの地を訪れ、

それぞれの立地環境と歴史を学び、相互の関係性を強くしてまいりました。

そのようなことから、去る10月13日から14日にかけて、赤米サミット2023 in 対馬・豆殿を開催し、豆殿の赤米神田周辺において、3市町関係者・保存会、豆殿住民の方々、市民に加え、相川七瀬対馬市赤米諮問大使など約50名参加の下、赤米行事が途絶えた現状や神田周辺の耕作放棄地となった状況を見学し、今後、神田で赤米を作るために何が必要なのか、参加者から意見を求め、助言をいただきました。

これまで神事を継承し、赤米を作り続けてこられた主藤公敏御夫妻と保存会の皆様が守り続けてこられた「豆殿の赤米」を、今後は種の保存を第一とし、従来の頭仲間、保存会とは異なる形態の組織をつくるなど、保存に向けた環境整備を進めてまいります。

次に、観音寺の仏像裁判についてでございます。

平成24年10月に豊玉町小綱の観音寺から盗まれた観世音菩薩坐像に係る訴訟で韓国最高裁は、原告側の上告を棄却し、韓国政府の勝訴判決となった結果、11年の歳月を要しましたが、ようやく仏像の所有権は観音寺にあることが認められました。

長きに渡り係争してきた本件でしたが、正当な判決内容に所有者はもとより、関係者一同安堵しているところでございます。

今後の動きにつきましては、すでに、韓国側に国を通じて早期の引渡しを要求しており、関係機関との協議にも着手しております。

心のよりどころであった観音寺の御本尊が一日も早く対馬に戻り、檀家の皆様があがめることができるよう、各種手続き、関係機関との調整を早急に進めてまいります。

以上が、行政報告でございます。

本定例会において御審議願います案件でございますが、令和5年度一般会計等補正予算案件7件、条例の一部改正8件、指定管理者の指定7件、あらたに生じた土地の確認及び字の区域の変更1件、合わせて23件の議案について御審議をお願いするものでございます。

内容につきましては、提案の際、担当部長から説明を行いますので慎重に御審議の上、適正なる御決定を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

以上、開会に当たっての挨拶といたします。

○議長（初村 久藏君） 以上で、行政報告は終わります。

日程第5. 総務文教常任委員会の閉会中の所管事務調査報告

○議長（初村 久藏君） 日程第5、総務文教常任委員会の閉会中の所管事務調査報告を行います。

総務文教常任委員長、陶山荘太郎君。

○議員（2番 陶山 荘太郎君） 皆さん、おはようございます。それでは、総務文教常任委員会

の所管事務調査報告を行います。

本委員会は令和5年10月23日に、令和9年4月に開校が予定されている長崎県立特別支援学校小・中学部対馬分教室の設置について所管事務調査を行いました。

当日は、教育委員会事務局から扇教育部長ほか4名に出席いただき、対馬市立巖原中学校において長崎県立特別支援学校小・中学部対馬分教室の設置予定区画となる1階北側の特別教室等の撤去及び2階への移転工事について現地で概要説明を受けた後、同校内の会議室において設置に関する経過、設置までのスケジュールと県・市の予算分担及び通学対象者の見込みについての説明を受けました。

小・中学部の設置は、令和元年から市民からの陳情を受け、長崎県教育庁へ署名提出や市長と教育長の連名による要望書の提出などにより、令和4年2月、第二期長崎県特別支援教育推進基本計画に基づく第一次実施計画に、小・中学部分教室設置の検討が明記され、視察や協議を重ねた結果、令和5年9月の長崎県議会において大石知事が、令和9年4月の開校予定を公表しました。

次に、設置のスケジュールは、令和9年3月までに、①撤去・移設工事に係る設計、②撤去・移設工事（増築工事を含む。）、③設置工事に係る設計、④設置工事（備品設置を含む。）の4つの工程を段階的に実施し、令和9年4月の開校を予定しているとのことです。

また、県と市の予算分担は、①撤去・移設工事に係る設計と②撤去・移設工事（増築工事を含む。）を対馬市が負担し、③設置工事に係る設計と④設置工事（備品設置を含む。）を長崎県が負担するとのことです。

最後に、特別支援学校小・中学部対馬分教室への通学対象者の見込みについては、現在の就学前の対象見込者から推測し、令和9年度の時点では、市全体で小学部に17名、中学部に7名、計24名の対象者がいるとの見込みですが、通学可能と思われる豊玉町から巖原町の範囲では、小学部に11名、中学部に7名、計18名の対象者がいる見込みであるとの説明を受けました。

委員からは、通学できない対象者に対しての支援対策を検討してほしい、小学部への入学に向けて、適時適切な就学相談が行える体制を確立してほしい、対馬市の支出が最小限となるように、県としっかりと連携してほしいなどの意見がありました。

特別支援学校小・中学部対馬分教室の設置に関しては、開校までに市民に対する説明や必要な対策を適時適切に実施できるよう、今後も調査を継続し、関係部局や関係団体とも連携して推進していく必要があります。

以上で、総務文教常任委員会の閉会中の所管事務調査報告を終わります。

○議長（初村 久藏君） 報告が終わりました。

これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。10番、小島徳重君。

○議員（10番 小島 徳重君） 委員長の報告に2点お尋ねをしたいと思います。

委員会の中でも委員からも意見が出ていたように、県と市の予算分担に関わってこれ補正予算のときにもちょっと質問をしていたんですが、今回は委員会の所管事務調査ですから、より詳しい説明があったと思いますので確認をしたいと思います。今回は厳原中学校を改造、移転して、そして、そこに県立学校を設置するというのですが、このようなケースの場合、県と市の予算のいわゆる分担というのは、そういうルールというか取決があるのかどうか、これまでの事例等があったのかどうかということが1点です。

2点目は、やはりここでも委員会でも質問が出ていたように、いわゆる通学区域です。これが厳原となったときに通学できないだろうという児童・生徒数が上がっていますが、それに対する対応については何か具体的な説明が委員会のほうからあったのかどうか、この2点についてお尋ねをしたいと思います。

○議長（初村 久藏君） 委員長、陶山荘太郎君。

○議員（2番 陶山 荘太郎君） 小島議員の質問にお答えいたします。

まず、県と市の予算分担につきましては、まだそこまでの協議はいたしておりません。4つの区分の撤去、あと増築に関する部分を市が負担し、設置に関する部分を県が負担するという事です。今、設計までの予算はある程度出ていると思うんですけども、工事に関わる予算につきましては、まだ私のほうでも確認しておりません。

2点目の通学できない対象者への支援につきましては、県のほうとも所管事務調査と行政視察で確認したところ、県のほうも上地区の、まだどの学校にとは明確に明記されていませんが、専門職を持った職員を1名派遣するという考えはあるそうです。

以上です。

○議長（初村 久藏君） 10番、小島徳重君。

○議員（10番 小島 徳重君） 多分、特別支援学校の小・中学部をつくるときにはいろんなつくり方があると思うんです。県立学校の中にそのまま小・中学部をつくる場合、この場合は多分負担は市は負担しなくていい、県が全部負担することになると思うんです。ほかの県下の状況を見たときに、壱岐等もいわゆる小・中学校に併設してつくり上げているというふうに把握しておりますけども、そういう場合に今回の厳中を改造してというケースが県としては多分あったんじゃないかと思うんですが、そのあたりの確認をして、やはり予算分担についてはしっかりしたルールというか、そういうものを踏まえた上での市のほうは県との折衝にあたるべきだろうというふうに思いますので、今後、同じような、まだこれから先に進むということですから、十分そのことを議会としてもチェックしていく必要があるんじゃないかなというふうに思っております。

通学についてもいろいろ地域とそれから子どもたちの状態によって保護者が送らなきゃいけない

いとか、県あるいは市が公的な機関、バス等を運行して通学できるケースとかいろいろ想定され
ると思いますので、そのあたりやはり十分実態においたこと、ここに提示してありますように議
会としても見つけていく必要があるんじゃないかということ要望しておきます。

以上です。

○議長（初村 久藏君） 委員長、陶山荘太郎君。

○議員（2番 陶山 荘太郎君） 小島議員が先ほどおっしゃったようなことは委員会でもありま
した。行政視察においても壱岐のほうは全員が自家用車で送り迎えをしていると、その後は全員
が放課後デイサービスに通っていると、そういう状況ですので、今後、令和9年までに報告にも
ありました調査を継続して、保護者とか関係団体、PTAとか、そういうところとも連携しながらど
うすれば一番いい方向になるかというのを今後もそのように検討していきたいと思います。

これは次の総務文教常任委員会の期間にも係りますし、そこら辺の申し送り等もやっていき
たいと考えております。

以上です。

○議長（初村 久藏君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（初村 久藏君） これで質疑を終わります。

日程第6. 厚生常任委員会の閉会中の所管事務調査報告

○議長（初村 久藏君） 日程第6、厚生常任委員会の閉会中の所管事務調査報告を行います。

厚生常任委員長、島居真吾君。

○議員（4番 島居 真吾君） おはようございます。厚生常任委員会の所管事務調査報告を行
います。

本委員会は、令和5年10月27日、長崎県上対馬病院別館において、全委員出席のもと、桐
谷保健部長、築城医療対策課長に同行を求め、病院建て替えに向けた上対馬病院の現況について
及び救急医療（ドクターヘリ）の状況について、所管事務調査を行いました。

まず、宮原事務長、総務課、立花係長より、上対馬病院の概要及び令和3年度・4年度の決算
状況と患者数、医療従事者の現状と課題、島外への救急搬送件数等について説明を受けました。

現在、上対馬病院の常勤医師は3名で、月8回から10回程度の宿日直を3名で担当しており、
月9回から10回程度は、対馬病院へ当直応援を要請している状況との説明がありました。対馬
病院から確実に応援に来てもらえるよう要請しているが、対馬病院にも支障が出てきているのが
現状であるとのことでした。

また、令和5年10月時点の看護師は43名（助産師4名、フルタイム4名、パートタイム

3名を含みます)、平均年齢が50歳、准看護師が4名(フルタイム1名、パートタイム3名)で、看護職員の合計は47名、平均年齢が51歳とのことでした。また、医師募集もしているが応募がない状況であり、看護師やその他の職員(看護助手、調理員、警備員、事務職員等)の採用も難しくなっているとのことから、人材の確保が喫緊の課題であると思われます。

次に、殿崎ヘリポートからの島外救急搬送の実績を基に、ドクターヘリ等の状況について説明を受けました。福岡和白病院のホワイトボードは、令和3年度に4件、令和4年度に7件、長崎医療センターのドクターヘリは、令和3年度に3件、長崎県防災ヘリコプターは、令和3年度に1件の救急搬送の実績がありました。夜間の救急搬送が必要になった場合、患者の容態等により動かさないほうがよいと思われるときは、夜明けを待ってドクターヘリを要請するのか、陸路で1時間以上かけて救急車で搬送後、対馬空港から自衛隊ヘリで搬送するのか判断が難しい場面もあるが、臨機応変に対応しているとのことでした。

離島・へき地医療にとって、一刻を争って命を救うためには、関係機関と連携し、円滑で効果的な体制が図られる必要があります。

次に、上対馬病院建替候補地3か所と殿崎ヘリポートの現地視察を行いました。

視察終了後、上対馬庁舎3階大会議室において、質疑応答とまとめを行いました。

委員からは、上対馬病院建替候補地の選定については、上対馬町・上県町全世帯を対象としたアンケート調査の結果や、各候補地のメリット、デメリットを熟慮し、慎重に選定を行っていたきたい。

また、殿崎ヘリポートについては、救急搬送ヘリの安心・安全運航のためには、照明灯の設置等、ヘリポート施設整備が必要なのではないかとの意見がありました。

以上で、厚生常任委員会の閉会中の所管事務調査報告を終わります。

○議長(初村 久藏君) 報告が終わりました。

これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。9番、脇本啓喜君。

○議員(9番 脇本 啓喜君) 殿崎の夜間の救急搬送が必要になった場合の報告があつておりますが、従来、海上自衛隊の大村のほうから夜間も飛んできていただいていたんですが、これが海上自衛隊大村の救急隊の解体により、現在、事実上、飛んできていない状況になっていると思うんです。その状態で、この照明灯の設置等を検討したいということを書いているんですが、まず、照明灯の設置等も必要になってくるんでしょうが、問い合わせたところによると海上自衛隊が今そういう状態になっているが、航空自衛隊それから陸上自衛隊にも支援を仰いで夜間も飛んできてもらうことはできるというふうな回答が企業団のほうからもあつているんですが、実際は飛んで来れない状況、今ここに書いてある状況になっていると思うんですが、そのあたりについての説明があつたかどうかお聞かせください。

○議長（初村 久藏君） 委員長、島居真吾君。

○議員（4番 島居 真吾君） 協本委員の質問にお答えします。

言われたように、以前は自衛隊等も飛んできていたらしいんですけども、自衛隊、海上保安部、3者の協議で殿崎にはその3者の協議団体が解散をして殿崎には下りないということになったそうです（「夜間は」と呼ぶ者あり）夜間は。ですから、今、言うようにさっき説明しました夜間は無理ですのでわざわざ対馬病院まで行ったら夜間でも搬送する、ドクターヘリ、そして大村のヘリポートは夜間はできずに昼間だけの搬送になっていると説明を受けました。でも、一刻を争えば、やっぱり急患の場合はやっぱり夜間でも本当は殿崎ヘリポートを使うのがベストな、必要じゃないかなと思います。

以上です。

○議長（初村 久藏君） 9番、脇本啓喜君。

○議員（9番 脇本 啓喜君） これも県の企業団病院がやっていることではないので、県のほうに依頼というよりも国のほうに依頼していかなきゃいけないことになってくると思いますので、委員長は厚生委員の委員長でもありますが、国境離島のほうも入っていると思いますので、国境離島のほうでも強く国のほうに要望していただきたいと思います。ちょっと委員長報告とはずれるかもしれませんが、よろしく願いいたします。

○議長（初村 久藏君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（初村 久藏君） これで質疑を終わります。

日程第7. 産業建設常任委員会の閉会中の所管事務調査報告

○議長（初村 久藏君） 日程第7、産業建設常任委員会の閉会中の所管事務調査報告を行います。

産業建設常任委員長、坂本充弘君。

○議員（5番 坂本 充弘君） おはようございます。産業建設常任委員会の所管事務調査報告を行います。

本委員会は、令和5年10月26日に海業について及び大中型まき網漁船の大型化計画について所管事務調査を行いました。

まず、海業について、上対馬町漁業協同組合、八島組合長ほか関係機関より15名の出席をいただき説明を受けました。

海業とは、海や漁村の地域資源の価値や魅力を活用する事業であって、国内外からの多様なニーズに応えることにより、地域のにぎわいや所得と雇用を生み出すことが期待される取組のことをいいます。

漁村では、全国平均を上回る速さで人口減少や高齢化が進行しており、漁村のにぎわいを創出していくことが重要な課題となっています。こうした中、豊かな自然や漁村ならではの地域資源の価値や魅力を生かした海業の振興により、雇用機会の確保と地域の所得向上を図ることが必要となっています。

特に漁港は狭隘な漁村において静穏な水域と事業用地が確保され、海洋資源の利活用を行いやすく、近年の消費者が求める「モノ消費」から「コト消費」を実践していくことが可能との判断から、海業の展開を図ることで人々が漁港を訪れ、様々な体験を通じて水産業への理解とともに水産物の消費の増進につながることを期待されます。

水産庁では、令和4年3月に閣議決定された水産基本計画及び漁港漁場整備長期計画において、「海業の振興」を位置づけ、漁港を海業に利活用するための仕組みを検討していくことを明記し、地域の理解と協力の下、水産物の消費増進や交流促進など、地域の水産業を活性化する海業の取組を促進しています。

水産庁は、5年間でおおむね500件の漁港における新たな海業等の取組実施に向け、海業振興の先行事例を創出し広く普及を図っていくため、海業振興のモデル形成に取り組む意欲のある地区を募集し、応募があった地区の中から海業振興モデル地区公募要領の選定基準等に基づき審査を行った結果、令和5年3月、12件の海業振興モデル地区を選定、上対馬町漁業協同組合がその中の1地区に選定されました。

本モデル地区においては、令和5年度、調査支援や関係者協議支援、計画策定支援等を行うことにより、地区と協力して海業の事業化を目指すこととしています。本支援において得られた成果や情報については、今後、海業振興に取り組む自治体等の参考となるよう、普及のための資料や講演、ホームページ等において幅広く活用していく予定です。

上対馬町漁業協同組合による海業の応募理由は、次のとおりです。

- ①上対馬地域が豊かな漁場でありアマダイ・タチウオをはじめとする高級魚を漁獲している。
- ②大陸からの玄関口「比田勝」を中心とした街・漁村は日本を守る国防の最前線であり、国際交流の拠点の役割を担っている。
- ③水産資源の減少及び魚価の低迷、燃油の高騰など水産業衰退の危機に直面しており、地域の活力が低下、さらには韓国人とのあつれき・国際問題やコロナ禍での観光客の減少が追い打ちをかけている。
- ④上対馬町漁業協同組合管内の街と漁村の存続をかけて漁師と観光事業者が連携し、水産業の高付加価値化を実現する海業に挑戦したい。

取組内容としては、港湾のターミナル機能拡充等による受入体制の充実と合わせ各地域へ観光客を誘導するためのシステム構築、漁師が提供するアドベンチャーツーリズムによるインバウン

ドからの外貨獲得などとなっております。

取組効果としては、水産資源の地産地消による地域経済の循環の促進、島内外の観光客の拡大と観光消費額の向上、漁師や観光事業者の新たな雇用の創出、若者の移住・定住の促進、水産資源の高付加価値化による漁民の所得の向上、水産資源の保全や資源回復が期待できます。

検討体制としては、海業を円滑に振興するため協議会を設置し、協議会は上対馬町漁業協同組合、対馬観光物産協会、上対馬支部、長崎県、対馬市、その他関係団体等で構成する。協議会の代表は、上対馬町漁業協同組合とし、国からの指導・助言、専門家の派遣等を受け、海業のモデル形成に取り組むとの説明でした。

委員からは、海業については綿密な計画書が出ているので委員会としても引き続き動向を注視していけばいいのではないかという意見がありました。

次に、大中型まき網漁船の大型化計画について、説明を受けました。

まき網漁船の大型化については、現行の80トンから150トンに計画されており、そのことに漁民は猛反対をしている状況となっております。

日本遠洋旋網漁業協同組合に所属しているのは21隻で、その内の3隻が対馬と協定を締結していますが船齢が23年・21年・18年と老朽化しているのが現状です。

代船検討における技術的な課題は次のとおりです。

①安全基準への適応に関する課題で、国際条約との関係から、「船舶安全法」が改正され、平成21年1月以降に建造される船舶については、復原力確保のため船の乾舷を現状以上とすることが求められることとなった。具体的には、現状船に比べ幅と深さの延長が必要となった。

②労働環境向上のための設備基準への適応に関する課題では、労働環境の国際基準の見直しに伴い、水産庁の漁船設備基準が改正され、200トン以上の漁船は完全適用、20から200トンの漁船についても同基準に準拠した対応が求められることとなった。具体的には、甲板間高さや寝台寸法の延長や浴室・便所設備の拡充等が必要となった。なお、近年、漁業全般的で後継船員の確保が重要な課題である中、多くの乗組員を必要とする大中型まき網漁業では、生活の場でもある居住環境の向上が必須となっている。

80トン型まき網漁船における大型化計画は、代船時期は一般的に船齢20年から30年で、数年内には代船建造に向けた具体的な着手が必要な状況となっている中、前述の建造に係る法令等や労働環境の改善への対応のため、現行80トン型の網船を大型化し150トン型とする計画です。主要寸法の比較としては、長さが38.2メートルから42.5メートルに、幅が7.2メートルから8.2メートルに、深さが2.75メートルから3.2メートルになります。居住環境の比較としては、乗組員数24人から23人に変更され、浴室・便所設備等の拡充により生活環境が大幅に改善されることとなります。

大型化に係る操業対応については、操業形態の合理化を図るため、1船団5から6隻体制から付属船を削減し4隻以下とする。対馬沿岸漁業との関係については、これまでの協定協議を通じた対馬市組合長会との関係、またヨコワ操業に係る現場間の協力対応により構築してきた関係を考え、沿岸漁業者の皆さんに配慮するための具体的対応として、「本計画により大型化した船団は、対馬西岸5マイル以内では周年にわたり操業を行わない」とする。大型化した船団は、3年間の試験操業を行い、沿岸漁業者との間で操業上のトラブルが発生した場合は、遠洋まき網組合が責任を持って改善策を講ずることとしているとのことです。

対馬市組合長会側の対応としては、大型への増トンについては構わない。しかし、増トンすれば135トン同様、8マイル以遠での操業をお願いしたい。大型化した場合の8マイル以内での操業は受け入れられないとしている。その後、水産庁との協議を継続してきたところ、対馬市組合長会では8月30日に漁民集会を開催した。ほとんどの意見が8マイル以遠での操業を主張する意見であったが、中には水産庁の裁定案を検討、5から8マイル内での半年間の操業期間の決め方などを考える意見もあった。

また、10月24日に九州漁業調整事務所で対馬市組合長会大中まき網に係る交渉委員とまき網側役員との協議を行い、8月30日での漁民集会の内容を伝えたとのことです。

委員からは、組合長会の決定を重視しなければならない。今後、協議されていくことになるので注視していく必要があるという意見がありました。

以上で、産業建設常任委員会の閉会中の所管事務調査報告を終わります。

○議長（初村 久藏君） 質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（初村 久藏君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

暫時休憩いたします。再開を11時15分からといたします。

午前11時03分休憩

午前11時15分再開

○議長（初村 久藏君） 再開します。

次に、第3回定例会において閉会中の継続審査事件として、決算審査特別委員会及び各常任委員会に付託しておりました令和4年度各会計の決算認定については、審査報告書のとおり提出が
あっております。

日程第8. 認定第1号

○議長（初村 久藏君） 日程第8、認定第1号、令和4年度対馬市一般会計歳入歳出決算の認定

についてを議題とします。

決算審査特別委員長、小島徳重君。

○議員（10番 小島 徳重君） 決算審査特別委員会の審査報告を行います。

令和5年第3回対馬市議会定例会において、会議規則第37条の規定により本委員会に付託され、閉会中の継続審査としておりました認定第1号、令和4年度対馬市一般会計歳入歳出決算の認定については、審査の結果、賛成多数により原案のとおり認定すべきものと決定しましたので、同規則第110条の規定により報告いたします。

本委員会は、令和5年10月4日から6日までの3日間にわたり、対馬市議会議場において、各担当部長、課長等の出席を求め、また、最終日の総括質疑においては市長、教育長出席の下、詳細にわたり説明を受けながら、慎重に審査を行いました。

令和4年度の一般会計決算について、歳入総額は338億4,187万9,000円で、前年度と比較すると5億9,292万9,000円、率にして1.7%の減であります。

また、歳出総額は、326億8,674万5,000円で、前年度と比較すると4億3,011万4,000円、率にして1.3%の減であります。

歳入、歳出とも減となっていますが、これは、新型コロナウイルス感染対策事業の減少によるものが主な要因であります。

歳入の主な構成は、地方交付税142億8,629万1,000円（構成比42.2%）、市債31億5,743万5,000円（構成比9.3%）、国庫支出金57億8,360万8,000円（構成比17.1%）、自主財源の柱である市税については、30億4,995万円（構成比9.0%）で、昨年度比7,407万6,000円、2.5%の増であります。

歳出の主な構成は、補助費等47億6,921万7,000円（構成比14.6%）、普通建設事業費64億9,710万2,000円（構成比19.9%）、物件費53億8,325万1,000円（構成比16.5%）、公債費47億9,529万6,000円（構成比14.7%）、人件費43億8,480万1,000円（構成比13.4%）となっています。

また、人件費、扶助費及び公債費のいわゆる義務的経費は、132億5,101万4,000円で歳出全体の40.5%を占めています。

市税の徴収率は、現年課税分が98.22%（前年度98.16%、前々年度97.80%）、滞納繰越分が8.22%（前年度11.70%、前々年度11.29%）で、合計の徴収率は89.93%（前年度89.41%、前々年度88.35%）で、前年度より0.52ポイントの上昇となっています。収納対策の取組に一定の成果があったものと捉えています。しかしながら、本市の財政状況は依然として自主財源に乏しい脆弱な構造が続いています。本市の貴重な財源である税収入を確保するため、また、税負担の公平性の観点からも、滞納の早期解決を図るなど、

引き続き市税の徴収強化に努めていくことが重要であります。

決算審査の過程において、各部署ごとに多岐にわたる指摘事項や意見、要望等が出されました。特に上対馬学校給食共同調理場の給食提供停止問題については、多くの意見が出されました。

各部署ごとの内容は、別添資料のとおりです。

各部署において十分検討され、全ての市民が安心・安全で快適に暮らせるにぎわいのある対馬づくりの推進に向けて、後年度の予算編成や今後の行財政運営に生かされるよう強く要望します。

以上で、決算審査特別委員会の審査報告といたします。

○議長（初村 久藏君） 報告が終わりました。

これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（初村 久藏君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論、採決を行います。

討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（初村 久藏君） 討論なしと認め、採決します。

この採決は起立によって行います。

認定第1号に対する委員長の報告は、認定とするものです。

委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（初村 久藏君） 起立多数です。認定第1号は、委員長報告のとおり認定することに決定しました。

お諮りします。決算審査特別委員会は本日をもって終結としたいと思います。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（初村 久藏君） 異議なしと認めます。決算審査特別委員会は、本日をもって終結することに決定しました。

日程第9. 認定第2号

日程第10. 認定第3号

日程第11. 認定第4号

日程第12. 認定第5号

日程第13. 認定第6号

日程第14. 認定第7号

日程第15. 認定第8号

○議長（初村 久藏君） 日程第9、認定第2号、令和4年度対馬市診療所特別会計歳入歳出決算の認定についてから、日程第15、認定第8号、令和4年度対馬市水道事業会計決算の認定についてまでの7件を一括議題とします。

各常任委員長の審査報告を求めます。総務文教常任委員長、陶山荘太郎君。

○議員（2番 陶山 荘太郎君） それでは、総務文教常任委員会の審査報告を行います。

令和5年第3回対馬市議会定例会において、会議規則第37条第1項の規定により本委員会に付託され、閉会中の継続審査としておりました認定第6号、令和4年度対馬市旅客定期航路事業特別会計歳入歳出決算の認定について、その審査の経過と結果を、同規則第110条の規定により、次のとおり報告いたします。

本委員会は10月4日、対馬市役所豊玉庁舎3階大会議室において、中対馬振興部長及び地域振興課長の出席を求め、慎重に審査いたしました。

令和4年度対馬市旅客定期航路事業特別会計の歳入に係る決算額は、4,363万6,000円で、主な内訳は、1款・事業収入は、旅客運賃と貨物運賃を合わせて293万2,000円、2款・国庫支出金は、赤字航路事業に対する国庫補助金1,441万6,000円、3款・県支出金は、赤字航路事業に対する県補助金530万2,000円、4款・繰入金は、一般会計からの繰入金2,085万5,000円であります。

次に、歳出に係る決算額は、4,353万6,000円で、主な内訳は、1款・総務費は、給料、職員手当等の人件費など2,460万円、2款・施設費は、燃料費、修繕料等の需用費など1,281万9,000円、3款・公債費は、船舶建造等に係る償還金元金及び償還金利子611万6,000円であります。

委員からは、主燃料の入札が他の事業と同様の条件となるよう、仕様書の内容などを確認してほしいとの意見がありました。

事業については、定期航路利用者数は減少しているものの、周遊観光の運航回数は急激な増加がみられます。今後も、適切で安全な運航に努めるとともに、中対馬未来づくりアクションプランの一環として、島内外を問わず、さらなる利用者の増加につながる施策の検討を望むものであります。

以上、本委員会に付託されました認定第6号につきましては、慎重に審査し、採決した結果、賛成多数により原案のとおり認定すべきものと決定いたしました。

以上で、総務文教常任委員会の審査報告といたします。

○議長（初村 久藏君） 厚生常任委員長、島居真吾君。

○議員（4番 島居 真吾君） 厚生常任委員会の審査報告を行います。

令和5年第3回対馬市議会定例会において、会議規則第37条第1項の規定により本委員会に付託され、閉会中の継続審査としておりました案件は、認定第2号から認定第5号までの4件であります。その審査の経過と結果を、同規則第110条の規定により、次のとおり報告いたします。

本委員会は、10月5日、対馬市役所豊玉庁舎3階大会議室において、担当部長及び担当課長の出席を求め、慎重に審査いたしました。

認定第2号、令和4年度対馬市診療所特別会計歳入歳出決算の認定について、歳入に係る決算額は4億2,663万円で、歳出に係る決算額は4億2,511万8,000円であります。

歳出の1款・総務費は、3億3,898万4,000円で、医師や職員の人件費、診療所の光熱水費及び修繕料、生化学検査手数料、医師派遣等委託料、医事システム電子カルテ保守委託料、医療機器保守点検委託料、電算機器使用料、公設民営診療所8か所に対する運営費等補助金、2款・医業費は、8,613万4,000円で、豊玉診療所及び仁田診療所に係る医業用器具使用料、各診療所で使用する検査試薬、注射器、注射針等の医業用消耗器材費及び直営の12診療所の医薬品購入費が主なものであります。

認定第3号、令和4年度対馬市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について、歳入に係る決算額は44億3,299万5,000円で、歳出に係る決算額は44億1,295万円であります。

歳出の1款・総務費は、4,047万1,000円で、レセプト点検及び国民健康保険税の徴収に係る月額会計年度任用職員の人件費、被保険者証の郵送等に係る通信運搬費、国民健康保険の各種システム運用に係る電算処理システム運用手数料、レセプト点検事務共同事業手数料、制度改正に伴う国保システム改修業務委託料、国保連合会負担金、納税組合事務取扱費交付金、過誤納還付金及び還付加算金が主なものであります。2款・保険給付費は、31億5,864万6,000円で、一般被保険者療養給付費、一般被保険者療養費、審査支払手数料、傷病手当金、一般被保険者高額療養費、出産育児一時金、葬祭費が主なものであります。傷病手当金は、国民健康保険の被保険者が新型コロナウイルスに感染した、または感染疑いがあることにより就労ができず収入減となった場合に支払われる手当金であり、令和4年度は17件の支払いがありました。なお、この手当金は、新型コロナウイルス感染症が5類に移行したことに伴い終了しております。また、令和4年度出産育児一時金の支給件数は21件、葬祭費の支給件数は48件であります。3款・国民健康保険事業費納付金は、10億9,362万4,000円で、一般被保険者医療給付費分、一般被保険者後期高齢者支援金等分、介護納付金分があります。5款・保健事業費は、5,099万8,000円で、特定健康診査に係る会計年度任用職員の人件費、検査医療機関

へ支払った特定健康診査等委託料、人間ドック助成金、8款・諸支出金は、1,364万9,000円で、保険給付費等交付金償還金等が主なものであります。

認定第4号、令和4年度対馬市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について、歳入に係る決算額は4億1,258万8,000円で、歳出に係る決算額は4億1,076万6,000円です。

歳出の1款・総務費は、2,681万9,000円で、職員の人件費及び長崎県後期高齢者医療広域連合への事務費負担金、2款・後期高齢者医療広域連合納付金は、3億8,373万1,000円で、低所得者等に対する保険料の軽減分の一部を市が負担した保険基盤安定負担金と、市が徴収した保険料を広域連合へ納付した保険料納付金、3款・諸支出金は、21万6,000円で、過年度収納分の保険料について、死亡や転出等に伴い生じた保険料還付金が主なものであります。

認定第5号、令和4年度対馬市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について、歳入に係る決算額は40億889万円で、歳出に係る決算額は39億3,884万7,000円です。

歳出の1款・総務費は、7,859万4,000円で、職員及び認定調査における会計年度任用職員の人件費、介護認定審査会委員報酬、認定事前自宅審査謝礼、医師意見書の作成手数料、2款・保険給付費は、35億4,699万7,000円で、審査支払手数料、介護認定者が居宅介護サービスを利用した際に要した費用を、長崎県国民健康保険団体連合会を通して事業所へ支出した居宅介護サービス給付費負担金、要介護認定の効力が生じる前に緊急にサービスを受けたときに支給される費用を国保連合会へ支出した特例介護サービス給付費負担金、また、要支援1及び要支援2に認定されている方の居宅介護サービス利用に対し支出した居宅介護予防サービス給付費負担金、高額介護サービス費負担金、医療保険と介護保険の両方のサービスを利用し、利用者負担額が限度額を超える場合に支給した高額医療合算介護サービス費負担金、低所得の要介護者が介護保険施設や老人福祉施設でサービスを利用したとき、食費、居住費について、所得に応じた負担限度額を超える分について給付した特定入所者介護サービス費負担金、6款・諸支出金は、8,465万8,000円で、国費・県費精算返還金、支払基金交付金返還金、一般会計繰出金、8款・地域支援事業費は、2億2,852万8,000円で、地域包括支援センター職員及び会計年度任用職員の人件費、つしまやまねこ体操の放送に係る介護予防事業委託料、生活支援コーディネーター事業委託料、介護予防支援業務の一部を居宅介護支援事業所へ委託した介護予防サービス計画作成委託料、対馬市社会福祉協議会からの派遣職員給与費等負担金、要支援1、要支援2の方が利用した介護予防・生活支援サービス事業負担金、成年後見人制度報酬助成金が主なものであります。

以上、本委員会に付託されました認定第2号から認定第5号までの4件については、慎重に審

査し、採決した結果、いずれも賛成多数により原案のとおり認定すべきものと決定いたしました。

以上で、厚生常任委員会の審査報告を終わります。

○議長（初村 久藏君） 産業建設常任委員長、坂本充弘君。

○議員（5番 坂本 充弘君） 産業建設常任委員会の審査報告を行います。

令和5年第3回対馬市議会定例会において、会議規則第37条第1項の規定により本委員会に付託され、閉会中の継続審査としておりました認定第7号及び認定第8号の2件について、その審査の経過と結果を、同規則第110条の規定により、次のとおり報告いたします。

本委員会は、10月6日、対馬市役所豊玉庁舎3階大会議室において、全委員出席の下、舎利倉水道局長及び山崎水道課長の出席を求め、慎重に審査をいたしました。

認定第7号、令和4年度対馬市集落排水処理施設特別会計歳入歳出決算の認定について、歳入は、1款、1項、1目・下水道使用料は、集落排水処理施設の下水道使用料で、令和4年度末の加入件数は68件で、加入率は76.40%となっております。3款、1項、1目・一般会計繰入金は、歳出総額から歳入総額を差し引いた歳入不足分の繰入れを行っています。6款、1項、1目・下水道事業債は、下水道事業法適化への移行事務に伴う公営企業会計適用債の借り入れです。

次に歳出は、1款、1項、1目・一般管理費は、集落排水処理施設の下水道使用料徴収委託料及び下水道事業法適化業務委託料であります。2目・施設管理費は、施設の維持管理に係る経費です。2款、1項、1目・元金は、下水道事業債の償還金元金で、令和4年度末の未償還残高は1億2,849万6,232円となっております。2目・利子は、下水道事業債の償還金利子です。

次に、認定第8号、令和4年度対馬市水道事業会計決算の認定について、収益的収入の1款、1項、1目・給水収益は、令和4年度分の水道使用料で料金収納率は現年度分が97.88%、過年度分は43.15%となっております。2目・その他営業収益は、量水器売却収益及び給水装置工事竣工検査手数料であります。2項、2目・加入金は、新規水道加入金32件分であります。4目・他会計負担金は、企業債利子などに対する一般会計からの負担金であります。5目・長期前受金戻入は、補助金及び一般会計負担金等で取得した償却資産の減価償却見合い分を収益化したものです。6目・資本費繰入収益は、企業債元金に対する一般会計からの負担金です。

収益的支出の1款、1項、1目・配水及び給水費は、職員10名分の人件費及び水道施設の維持管理費が主なものです。2目・総係費は、職員4名分の人件費、印刷製本費、通信運搬費及び委託料など管理に要する費用が主なものです。3目・減価償却費は、固定資産の減価償却費です。4目・資産減耗費は、資産の廃棄に伴う固定資産の除却費です。5目・その他営業費用は、貯蔵量水器を売却量水器へ振り替えた費用であります。2項、1目・支払利息は、企業債の償還利子です。2目・雑支出は、過年度分の水道料金の還付及び閉栓・漏水等による減額に係る費用であ

ります。3目・消費税は、令和4年度分の確定納付税額です。3項、1目・過年度損益修正損は、過年度分の未収水道料金を簿外債権に振り替えた費用であります。

資本的収入の1款、1項、1目・企業債及び2項、1目・簡易水道国庫補助金は、中西部地区簡易水道と三根地区簡易水道基幹改良事業に伴う企業債及び国庫補助金であります。3項、1目・他会計負担金は、建設改良に対する一般会計からの負担金であります。4項、1目・補償金は、国・県道及び市道改良、河川整備に伴う水道施設の補償工事に対する補償費です。

資本的支出の1款、1項、1目・営業設備費は、管理車両及びポンプなどの備品購入費が主なものであります。2目・施設整備費は、各水道施設の整備費が主なものです。3目・簡易水道整備工事費は、中西部地区簡易水道及び三根地区簡易水道基幹改良事業に係る事業費であります。2項、1目・企業債償還金は、企業債元金償還金で、令和4年度末の未償還残高は30億5,977万8,272円となっております。

委員からは、阿連地区の世帯数が減少し、集落排水処理施設に係る負担が増大しているのではないかと、当該地区の意向調査を行い報告してほしいという意見がありました。

以上、本委員会に付託されました認定第7号及び認定第8号の2件については、慎重に審査し、採決した結果、いずれも賛成多数により原案のとおり認定すべきものと決定いたしました。

以上で、産業建設常任委員会の審査報告を終わります。

○議長（初村 久藏君） 以上で、3常任委員長の報告が終わりました。

これから質疑を行います。

まず、総務文教常任委員長報告に対する質疑ありませんか。9番、脇本啓喜君。

○議員（9番 脇本 啓喜君） それでは、産業建設常任委員会のほうで報告があったんですが、阿連地区の集落排水処理施設ですね。（発言する者あり）いいんです、ちょっと聞いてください、について地区の意向を聞いてくださいというふうな委員長からの説明があったと思うんです。これは実際、今、行われているこの事業について、今、止めると国への返還金も生じます。ただ、今、毎年毎年出ている赤字、この分を考えると、いつか先にこれを止めることも考えなければいけないのではないのかということで集落の方々にも負担も多くなってきているであろうから意向を調査してほしいということをお願いしているんです。

このことと同じように、この定期航路についても確かに国のほうから補助金を得てやっていることです。ただ、605人ですよ、令和4年度の実績。それで収入は41万、これに対して支出は幾らになっているのでしょうか。そのあたりを考えて、確かに豊玉の唐洲、廻、あちらのほうの方々にとっては大事な足かもしれません。しかし、市の財政を考えてどこまでこれを続けていったらいいのか、そのようなことについての協議がなされたかどうかお聞きします。

○議長（初村 久藏君） 委員長、陶山荘太郎君。

○議員（2番 陶山 莊太郎君） 協本議員の質問にお答えします。

今回は、そのようないつまで続けるのかという協議は行われていませんが、収入につきましては、平成23年から周遊観光の収入とこの利用収入を含めた分につきましては変動はありません。平成23年は260万8,000円の両方合わせての収入ですけれども、4年度につきましては293万6,000円と周遊観光の分、幾らか増加している分が見込まれます。

今後もそういう議論が出てくるだろうと思いますけども、これは私個人の意見ですけども、これは利用者の足、特に病院に対する高齢者の足もありますけども、防災上も必要な航路だと私は考えております。この地区につきましては、孤立する可能性が大きい地区が連立しておりますので、もしそういう事態に道路がなったときは航路という考えも含めて、これは検討すべき事項、残すか残さないかは別として、それも含めて検討する事項だと私は考えております。

以上です。

○議長（初村 久藏君） いいですか。ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（初村 久藏君） 次に、厚生常任委員長報告に対する質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（初村 久藏君） 次に、産業建設常任委員長報告に対する質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（初村 久藏君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから認定第2号から認定第8号までの7件に対する討論、採決を一括して行います。

7件について討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（初村 久藏君） 討論なしと認め、採決します。

この採決は起立によって行います。

7件に対する各委員長の報告は、いずれも認定とするものです。

お諮りします。認定第2号、令和4年度対馬市診療所特別会計歳入歳出決算の認定について、認定第3号、令和4年度対馬市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について、認定第4号、令和4年度対馬市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について、認定第5号、令和4年度対馬市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について、認定第6号、令和4年度対馬市旅客定期航路事業特別会計歳入歳出決算の認定について、認定第7号、令和4年度対馬市集落排水処理施設特別会計歳入歳出決算の認定について、認定第8号、令和4年度対馬市水道事業会計決算の認定についての7件は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（初村 久藏君） 起立多数です。認定第2号から認定第8号までの7件は、委員長報告のとおり認定することに決定しました。

昼食休憩といたします。再開を1時5分からといたします。

午前11時56分休憩

午後1時05分再開

○議長（初村 久藏君） 再開します。

日程第16. 議案第58号

○議長（初村 久藏君） 日程第16、議案第58号、令和5年度対馬市一般会計補正予算（第5号）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。総務部長、木寺裕也君。

○総務部長（木寺 裕也君） ただいま議題となりました議案第58号、令和5年度対馬市一般会計補正予算（第5号）について、その提案理由と内容を御説明申し上げます。

今回の補正は、人事院勧告に基づく給与改定及び今年度の人事異動等に係る職員等の人件費補正、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金事業の追加と、住民税非課税世帯臨時特別給付金事業の計上が主なものでございます。

予算書3ページをお願いいたします。

第1条第1項、歳入歳出予算の補正でございますが、令和5年度対馬市の一般会計補正予算（第5号）は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ6億6,553万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ342億4,437万7,000円とするものでございます。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、4ページから6ページにかけての「第1表 歳入歳出予算補正」によるとするものでございます。

第2条、地方債の補正は、地方債の変更を8ページ、9ページの「第2表 地方債補正」によるものとし、地方債の限度額を38億8,210万円とするものでございます。

次に、歳入歳出補正予算の内容について御説明いたします。

14ページをお願いいたします。

まず、歳入でございますが、11款・地方交付税は、一般財源の不足分に普通交付税2億7,843万5,000円を追加しております。

13款・分担金及び負担金は、博物館建設業務等負担金1,309万2,000円の追加が主な

ものでございます。

15款・国庫支出金、2項・国庫補助金は、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用した航路事業者緊急支援事業、公共交通燃油高騰対策事業などと合わせて1,580万円の追加及び物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金3億7,611万4,000円の追加が主なものでございます。

16ページをお願いいたします。

16款・県支出金、2項・県補助金は、事業費の確定に伴う雇用機会拡充支援事業や地籍調査事業などと合わせまして7,295万8,000円の減額が主なものでございます。

18ページをお願いいたします。

21款・諸収入、5項・雑入は、建物災害共済金319万8,000円の追加や、国費・県費の過年度分の追加交付2,500万2,000円などが主なものでございます。

22款・市債は、各種事業に係る市債の追加や事業実績見込みによる増減により1,110万円の増額となっております。

続きまして、歳出について主なものを御説明いたします。

歳出の事項別明細につきましては、20ページからになりますが、そのうちの1節・報酬、2節・給料、3節・職員手当等、4節・共済費につきましては、職員等人件費の増額及び減額でございます。27節・繰出金につきましては、特別会計の人員費に係るものでございます。今回の補正中、人事院勧告に伴う給与改定及び人事異動等により人員費分の補正総額は9,158万7,000円の減額となっております。

58ページから61ページにかけては、補正予算給与費明細書を添えておりますので、後ほど御参照方よろしくをお願いいたします。

それでは、22ページをお願いいたします。

2款・総務費、1項・総務管理費でございますが、7目・企画費にCATV設定業務委託料1,002万7,000円を追加、負担金、補助及び交付金として創業等支援事業補助金9,455万6,000円の減額、交通事業者事業継続等支援事業奨励金870万円の計上、公共交通燃油高騰対策事業補助金195万円を計上しております。

26ページをお願いいたします。

4項・選挙費、1目・市長選挙費は、さきの定例会で条例を可決いただいた選挙公営負担金657万4,000円を計上しております。5項・統計調査費、3目・地籍調査費は、事業費の実績見込みにより委託料2,447万2,000円を減額しております。

28ページをお願いいたします。

3款・民生費は、1項・社会福祉費でございますが、1目・社会福祉総務費に、住民税非課税

世帯臨時特別給付金と事務費を合わせまして3億7,611万4,000円を計上しております。

30ページをお願いいたします。

2項・児童福祉費は、1目・児童福祉総務費に、子ども・子育て支援事業計画策定等業務委託料583万円を計上。

32ページをお願いいたします。

国費・県費の精算返還金を合わせて3,594万8,000円を追加しております。

34ページをお願いいたします。

3項・生活保護費は、国費・県費精算返還金を合わせて1億9,079万2,000円を追加しております。

36ページをお願いいたします。

4款・衛生費、2項・清掃費は、塵芥処理施設の燃料費2,800万円を追加しております。

40ページをお願いいたします。

6款・農林水産業費、2項・林業費でございますが、木材チップの輸送が堅調なことから、離島輸送コスト助成事業補助金4,858万8,000円を追加しております。

42ページをお願いいたします。

3項・水産業費は、4目・漁港建設費に、尾崎漁港の委託料と工事請負費を組み替えて、工事請負費を追加しております。

7款・商工費、1項・商工費は、2目・商工振興費に、燃油高騰により影響を受けている運送業者に対して緊急的な支援のため、運送業者燃油高騰対策支援金515万円を計上しております。

44ページをお願いいたします。

3目・観光費に、湯多里ランドつしま污水处理施設回転円板体減速機の修繕料778万8,000円を計上、烏帽子岳展望所安全対策工事350万円を追加しております。

46ページをお願いいたします。

8款・土木費、2項・道路橋りょう費は、3目・道路新設改良費に、市道仁田志多留線道路改良工事費への予算の組替えと、市道仁位貝鮎線道路改良工事の立木補償費200万円の追加、トンネル長寿命化工事費1,000万円を減額しております。4目・橋りょう費は橋りょう整備工事費2,700万円を減額しております。

48ページをお願いいたします。

4項・港湾費は、比田勝港国際ターミナルの利用者の増加に伴い、光熱水費335万円を追加しております。

50ページをお願いいたします。

9款・消防費は、消防施設整備工事費で木斛山ケーブル張り替え167万2,000円を計上

しております。

52ページをお願いいたします。

10款・教育費、2項・小学校費は、1目・学校管理費に4年に1度の教科書変更に伴います教師用の指導書などの購入費用としまして4,678万5,000円を計上しております。そのほかに小学校・中学校や各種教育施設の修繕料を追加しております。

56ページをお願いいたします。

11款・災害復旧費は、あそびベイパークの通路補修工事223万2,000円を計上しております。

なお、別途、参考資料をタブレットに掲載しておりますので後ほど御参照ください。

以上、簡単ではございますが、提案理由の説明を終わらせていただきます。よろしく御審議くださいますよう、お願いいたします。

○議長（初村 久藏君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（初村 久藏君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

本件は、配付しております議案審査付託表のとおり、各常任委員会に付託をします。

日程第17. 議案第59号

日程第18. 議案第60号

日程第19. 議案第61号

日程第20. 議案第62号

○議長（初村 久藏君） 日程第17、議案第59号、令和5年度対馬市診療所特別会計補正予算（第2号）から、日程第20、議案第62号、令和5年度対馬市介護保険特別会計補正予算（第2号）までの4件を一括議題とします。

提案理由の説明を求めます。保健部長、桐谷和孝君。

○保健部長（桐谷 和孝君） ただいま一括議題となりました議案第59号から議案第62号までの4件につきまして、その提案理由と内容について、続けて御説明いたします。

初めに、議案第59号、令和5年度対馬市診療所特別会計補正予算（第2号）について御説明いたします。

今回の補正予算は、人事異動による費目の組替え及び人事院勧告に伴う月額会計年度任用職員に係る報酬、職員手当等の補正並びに診療所施設修繕料の追加が主なものでございます。

予算書の3ページをお願いいたします。

令和5年度対馬市の診療所特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによることを規定し、歳入歳出予算の補正は、第1条第1項で、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ539万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4億6,821万8,000円とするものでございます。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、4ページ、5ページの「第1表 歳入歳出予算補正」によるとするものでございます。

次に、歳入歳出補正予算の内容につきまして御説明申し上げます。

予算書は8ページ、9ページをお願いいたします。

まず、歳入でございますが、4款・繰入金、1項・他会計繰入金は、人件費に充てる一般会計からの繰入金を追加しております。

5款・繰越金、1項・繰越金は、前年度繰越金を追加しております。

6款・諸収入、1項・雑入は、新型コロナワクチン接種予約受付事務手数料を計上しております。

予算書は10ページ、11ページをお願いいたします。

次に、歳出について御説明申し上げます。

1款・総務費、1項・施設管理費、1目・一般管理費は、人事異動に伴う費目の組替え及び人事院勧告に伴う人件費の補正及び10節・需用費は、豊玉診療所自動ドア修繕ほか直営診療所の修繕料を追加しております。11節・役務費は、診療所内の消火器交換に伴う廃棄等手数料の追加でございます。

なお、12ページ、13ページに補正予算給与費明細書を添えてございますので、御参照方よろしくをお願いいたします。

続きまして、議案第60号、令和5年度対馬市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について御説明いたします。

今回の補正は、保険給付費等の精算に係る償還金の追加が主なものでございます。

予算書の3ページをお願いいたします。

令和5年度対馬市の国民健康保険特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによることを規定し、歳入歳出予算の補正は、第1条第1項で、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ825万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ44億5,199万5,000円とするものでございます。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、4ページ、5ページの「第1表 歳入歳出予算補正」によるとするものでございま

す。

次に、歳入歳出補正予算の内容につきまして御説明申し上げます。

予算書は8ページ、9ページをお願いいたします。

まず、歳入でございますが、4款・県支出金、2項・県補助金は、保険給付費等交付金のうち、2号分県繰入金の追加でございます。

6款・繰入金は、一般会計繰入金のうち事務費に充てる職員給与費等繰入金の追加及び財政調整基金繰入金の減額でございます。

7款・繰越金、1項・繰越金は、前年度繰越金を追加しております。

予算書は10ページ、11ページをお願いいたします。

次に、歳出について御説明申し上げます。

1款・総務費、1項・総務管理費、1目・一般管理費は、国民健康保険システムの構築に伴う委託料の計上でございます。3目・医療費適正化特別対策事業及び2項・徴税費、1目・賦課徴収費は、人事院勧告に伴う人件費の追加でございます。

5款・保険事業費、1項、1目・特定健康診査等事業費は、人事院勧告に伴う人件費、システム改修に係る委託料及び人間ドック補助金を追加しております。

8款・諸支出金、1項・償還金及び還付加算金、3目・償還金は、令和4年度保険給付費等交付金及び特定健康診査等負担金に係る償還金の計上でございます。

なお、12ページ、13ページに補正予算給与費明細書を添えてございますので、御参照方よろしくお願いいたします。

続きまして、議案第61号、令和5年度対馬市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について御説明いたします。

今回の補正予算は、人事異動に伴う費目の組替え及び人事院勧告に伴う人件費の追加が主なものでございます。

予算書の3ページをお願いいたします。

令和5年度対馬市の後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによることを規定し、歳入歳出予算の補正は、第1条第1項で、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ130万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4億3,880万5,000円とするものでございます。

第2項で、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、4ページ、5ページの「第1表 歳入歳出予算補正」によるとするものでございます。

次に、歳入歳出補正予算の内容につきまして御説明申し上げます。

予算書は、8ページ、9ページをお願いいたします。

まず、歳入でございますが、5款・繰入金、1項・一般会計繰入金は、一般管理事務費繰入金を減額し、6款・繰越金、1項・繰越金は、前年度繰越金を追加しております。

次に、歳出について御説明申し上げます。

1款・総務費、1項・総務管理費、1目・一般管理費は、人事異動に伴う費目の組替え及び人事院勧告に伴う人件費の追加でございます。

なお、10ページ、11ページに補正予算給与費明細書を添えてございますので、御参照方よろしくをお願いいたします。

続きまして、議案第62号、令和5年度対馬市介護保険特別会計補正予算（第2号）について御説明いたします。

今回の補正は、地域支援事業に係る保険者機能強化推進交付金及び介護保険保険者努力支援交付金の決定に伴う追加、人事異動に伴う人件費の調整及び法改正に伴う介護保険システム改修の補正が主なものでございます。

予算書の3ページをお願いいたします。

令和5年度対馬市の介護保険特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによることを規定し、歳入歳出予算の補正は、第1条第1項で、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,313万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ40億7,769万3,000円とするものでございます。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は4ページ、5ページの「第1表 歳入歳出予算補正」によるとするものでございます。

次に、歳入歳出補正予算の内容につきまして御説明申し上げます。

予算書は、8ページ、9ページをお願いいたします。

まず、歳入でございますが、3款・国庫支出金、2項・国庫補助金は、地域支援事業に係る保険者機能強化推進交付金及び介護保険保険者努力支援交付金の決定に伴う計上でございます。

7款・繰入金、1項・他会計繰入金は、人事異動に伴う人件費の調整と法改正に伴う介護システム改修に充てる一般会計繰入金の追加でございます。

予算書は、10ページ、11ページをお願いいたします。

次に、歳出について御説明申し上げます。

1款・総務費は、人事異動に伴う人件費の調整、人事院勧告に伴う人件費の追加及び法改正に伴う介護保険システム改修委託料を計上しております。

4款・基金積立金、1項・基金積立金は、介護給付費準備基金へ今回、補正調整後の残額を積み立てるものでございます。

6款・諸支出金、1項・償還金及び還付加算金は、過年度分の保険料払戻金を追加しております。

8款・地域支援事業、1項・介護予防・生活支援サービス事業費は、国庫補助決定による財源内訳の変更。

予算書は12ページ、13ページをお願いいたします。

3項・包括的支援事業・任意事業費は、人事異動に伴う人件費の減額でございます。

なお、14ページ、15ページに補正予算給与費明細書を添えてございますので御参照の方よろしくをお願いいたします。

以上で、議案第59号から議案第62号までの提案理由の説明を終わります。御審議の上、御決定賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（初村 久藏君） 説明が終わりました。

これから4件に対する一括質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（初村 久藏君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま一括議題としております4件は、委員会への付託を省略したいと思います。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（初村 久藏君） 異議なしと認めます。4件は、委員会への付託を省略することに決定しました。

これから議案第59号から議案第62号までの4件に対する討論、採決を一括して行います。4件について、討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（初村 久藏君） 討論なしと認め、採決します。

お諮りします。議案第59号、令和5年度対馬市診療所特別会計補正予算（第2号）、議案第60号、令和5年度対馬市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）、議案第61号、令和5年度対馬市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）、議案第62号、令和5年度対馬市介護保険特別会計補正予算（第2号）の4件は、原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（初村 久藏君） 異議なしと認めます。4件は、原案のとおり可決されました。

日程第21. 議案第63号

○議長（初村 久藏君） 日程第21、議案第63号、令和5年度対馬市旅客定期航路事業特別会

計補正予算（第1号）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。中対馬振興部長、原田武茂君。

○中対馬振興部長（原田 武茂君） ただいま議題となりました議案第63号、令和5年度対馬市旅客定期航路事業特別会計補正予算（第1号）につきまして、その提案理由を御説明いたします。

今回の補正は、人事院勧告に基づく給与改定に係る職員人件費の追加調整及び会計年度任用職員の退職に伴う報酬等、人件費の減額調整でございます。

予算書の3ページをお願いいたします。

令和5年度対馬市の旅客定期航路事業特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによることを規定し、第1条第1項、歳入歳出予算の補正は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ65万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4,659万5,000円とするものでございます。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、4ページから5ページにかけての「第1表 歳入歳出予算補正」によるものとするものでございます。

次に、歳入歳出予算の内容につきまして御説明申し上げます。

まず、歳入でございますが、予算書は8ページをお願いいたします。

4款・繰入金、1項・他会計繰入金は、一般会計からの繰入金を65万2,000円追加しております。

次に、歳出でございます。

1款・総務費、1項・総務管理費、1目・一般管理費、65万2,000円の追加でございますが、会計年度任用職員の年度中途の退職に伴い、1節・報酬を減額、給与改定による職員人件費の追加調整として、2節・給料、3節・職員手当等、4節・共済費をそれぞれ追加しております。

10ページから11ページに補正予算給与費明細書を添付しておりますので、御参照ください。

以上で、提案理由の説明を終わります。よろしく御審議の上、御決定賜りますよう、お願い申し上げます。

○議長（初村 久藏君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（初村 久藏君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

お諮りします。本件は、委員会への付託を省略したいと思います。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（初村 久藏君） 異議なしと認めます。本件は、委員会への付託を省略することに決定しました。

これから討論、採決を行います。

議案第63号、令和5年度対馬市旅客定期航路事業特別会計補正予算（第1号）について、討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（初村 久藏君） 討論なしと認め、採決します。

本件は、原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（初村 久藏君） 異議なしと認めます。本件は、原案のとおり可決されました。

日程第22. 議案第64号

○議長（初村 久藏君） 日程第22、議案第64号、令和5年度対馬市水道事業会計補正予算（第1号）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。水道局長、舍利倉政司君。

○水道局長（舍利倉 政司君） ただいま議題となりました議案第64号、令和5年度対馬市水道事業会計補正予算（第1号）につきまして、提案理由とその内容を御説明申し上げます。

今回の補正は、水道利用加入金などの営業外収益の追加と職員の人事異動等に伴う人件費の増減及び水道施設の修繕費の追加が主なものでございます。

補正予算書3ページをお願いいたします。

第1条で、令和5年度対馬市水道事業会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによることを規定し、第2条で、令和5年度対馬市水道事業会計予算、第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正するものでございます。

収入で第1款・水道事業収益、第2項・営業外収益を431万5,000円追加し、水道事業収益の総額を10億7,780万6,000円とし、支出で第1款・水道事業費用、第1項・営業費用を47万6,000円追加し、水道事業費用の総額を9億9,991万円とするものでございます。

第3条で、予算第8条中、職員給与費1億6,805万8,000円を1億6,481万4,000円に改めるものでございます。

6ページ、7ページに補正予算給与費明細書を掲載しておりますので御参照ください。

それでは、補正予算の内容について御説明申し上げます。

8ページ、9ページをお願いいたします。

まず、収益的収入でございますが、1款・水道事業収益、2項・営業外収益、2目・加入金は、大型施設等の新築・改築による水道利用加入金179万2,000円の追加、3目・雑収益は、雷により被害を受けました水道設備の災害共済金252万3,000円の追加でございます。

次に、収益的支出でございますが、1款・水道事業費用、1項・営業費用、1目・配水及び給水費は、1節・給料から4節・法定福利費までの施設管理職員等の人件費438万5,000円の減額、18節・修繕費は水道施設の修繕費372万円の追加、これらを合わせまして総計66万5,000円の減額でございます。

2目・総係費は、管理職及び会計事務職員の人件費114万1,000円の追加でございます。

以上で、提案理由の説明を終わります。御審議の上、御決定賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（初村 久藏君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（初村 久藏君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

お諮りします。本件は、委員会への付託を省略したいと思えます。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（初村 久藏君） 異議なしと認めます。本件は、委員会への付託を省略することに決定しました。

これから討論、採決を行います。

議案第64号、令和5年度対馬市水道事業会計補正予算（第1号）について、討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（初村 久藏君） 討論なしと認め、採決します。

本件は、原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（初村 久藏君） 異議なしと認めます。本件は、原案のとおり可決されました。

日程第23. 議案第65号

日程第24. 議案第66号

日程第25. 議案第67号

○議長（初村 久藏君） 日程第23、議案第65号、対馬市災害派遣手当等に関する条例の一部を改正する条例から、日程第25、議案第67号、対馬市会計年度任用職員の給与及び費用弁償

に関する条例の一部を改正する条例までの3件を一括議題とします。

提案理由の説明を求めます。総務部長、木寺裕也君。

○総務部長（木寺 裕也君） ただいま一括議題となりました議案第65号から議案第67号につきまして、その提案理由と内容について御説明申し上げます。

まず、議案第65号、対馬市災害派遣手当等に関する条例の一部を改正する条例について御説明申し上げます。

新旧対照表の2ページを御覧ください。

新型インフルエンザ等対策特別措置法の改正により、地方公共団体の事務の代行等の対象事務が、新型インフルエンザ等緊急事態措置から特定新型インフルエンザ等対策へと拡大されたことに伴い、当該対策の実施のために派遣された職員に支給することができるとされている手当の名称が、「新型インフルエンザ等緊急事態派遣手当」から「特定新型インフルエンザ等対策派遣手当」に改正されました。これにより、本市においても所要の改正を行うものであります。

内容につきましては、新型インフルエンザ等対策特別措置法の引用条文を「第44条」から「第26条の8」に改め、手当の名称を「新型インフルエンザ等緊急事態派遣手当」から「特定新型インフルエンザ等対策派遣手当」に改めるものです。

なお、施行日は公布の日からとするものです。

続きまして、議案第66号、対馬市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例について御説明申し上げます。

人事院が行う民間給与実態調査において、令和5年4月分の月例給が平均で3,869円、0.96%、民間給与が国家公務員給与を上回る結果となり、特別給いわゆるボーナスについても民間事業所における8月から7月までの直近1年間の支給割合が国家公務員の支給月数を上回る結果となったことから、初任給及び若年層に重点を置き、そこから改定率を逡減させる形での俸給表全体の引上げ、特別給の0.1月の引上げ、在宅勤務を中心とした働き方をする職員に対する費用負担を軽減するため、当該職員を対象とした在宅勤務等手当を新設する勧告が令和5年8月7日に行われました。

これを受け、政府は10月20日に勧告どおりの改正を行うことで閣議決定し、11月17日に国会において、一般職の国家公務員の給与改正及び特別職の国家公務員の給与改正の法案が可決されております。

本市においても、今回の人事院勧告に鑑み、一般職及び特別職の給与について所要の改正を行うものであります。

改正内容については、新旧対照表により御説明申し上げます。

新旧対照表は3ページから47ページでございます。

まず、第1条は、令和5年12月の一般職員の期末手当の支給月数を1.25月、勤勉手当の支給月数を1.05月に、再任用職員の期末手当の支給月数を0.7月、勤勉手当の支給月数を0.5月とするよう定めたものであります。また、別表第1から第4までの給料表を国家公務員俸給表に準じて改正するものであります。

第2条は、在宅勤務等手当の新設に伴い、新たに条を追加し、手当の月額等を定めたものであります。また、令和6年6月以降に支給する一般職員の期末手当の支給月数を1.225月、勤勉手当の支給月数を1.025月とし、再任用職員の期末手当の支給月数を0.6875月、勤勉手当の支給月数を0.4875月とするよう定めたものであります。

第3条は、任期付職員の給料月額を一般職員同様に引き上げ、令和5年12月の期末手当の支給月数を1.75月とするよう定めたものであります。

第4条は、令和6年6月以降に支給する任期付職員の期末手当の支給月数を1.7月とするよう定めたものであります。

第5条から第10条は、議会議員等特別職の期末手当の支給月数の改正であります。第5条及び第6条は議会議員、第7条及び第8条は市長及び副市長、第9条及び第10条は教育長について、それぞれ令和5年12月の期末手当の支給月数を1.75月とするよう定め、令和6年6月以降については支給月数を1.7月に改正するものであります。

第11条、第12条及び第13条は、技能労務職員、水道事業企業職員及び公益的法人等への派遣職員について、一般職員の在宅勤務等手当の新設に準じ、新たに条を追加または当該手当の名称の追記を行い支給できるように定めたものであります。

附則で、今回の改正条例の施行日を公布の日とし、第2条、第4条、第6条、第8条、第10条から第13条については、令和6年4月1日とするものであります。また、第1条、第3条、第5条、第7条及び第9条についての適用日を令和5年4月1日とするものであります。

続きまして、議案第67号、対馬市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について御説明申し上げます。

本条例案は、常勤職員の給与改定が行われた場合における会計年度任用職員の取扱いを常勤職員と同様の取扱いとし、また、会計年度任用職員の園長等の給与月額を人事院勧告に基づき改定するものです。

新旧対照表は48ページから50ページでございます。

附則、第4項の一部改正において、常勤職員の給与改定が行われた場合に、給料及び月額で基本報酬を定める会計年度任用職員は、常勤職員と同様にその効力が生じるよう改正するものであります。

また、第5項の追加により、給料表改正の施行の日の属する月の前月末までに退職または死亡

した会計年度任用職員は、当該改定の効力が生じないように定めるものであります。

次に、別表第3の一部改正において、指導員、教頭または園長の給料月額を人事院勧告における教育職給料表の暫定再任用職員の給料月額の改定額に合わせ、1,000円引き上げる改定を行うものです。

なお、施行日は公布の日からとし、改正後の条例の規定は令和5年4月1日から適用することとするものであります。

以上で、説明を終わります。よろしく御審議の上、御決定賜りますよう、お願い申し上げます。

○議長（初村 久藏君） 説明が終わりました。

これから3件に対する一括質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（初村 久藏君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま一括議題としております3件については、委員会への付託を省略したいと思えます。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（初村 久藏君） 異議なしと認めます。3件は、委員会への付託を省略することに決定しました。

これから各案ごとに討論、採決を行います。

まず、議案第65号、対馬市災害派遣手当等に関する条例の一部を改正する条例について、討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（初村 久藏君） 討論なしと認め、採決します。

本件は、原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（初村 久藏君） 異議なしと認めます。本件は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第66号、対馬市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例について、討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（初村 久藏君） 討論なしと認め、採決します。

本件は、原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（初村 久藏君） 異議なしと認めます。本件は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第67号、対馬市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正

する条例について、討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（初村 久藏君） 討論なしと認め、採決します。

本件は、原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（初村 久藏君） 異議なしと認めます。本件は、原案のとおり可決されました。

日程第26. 議案第68号

○議長（初村 久藏君） 日程第26、議案第68号、対馬市国民健康保険税条例の一部を改正する条例を議題とします。

提案理由の説明を求めます。市民生活部次長、阿比留正臣君。

○市民生活部次長（阿比留 正臣君） ただいま議題となりました議案第68号は、市民生活部所管でありますので、その提案理由を御説明申し上げます。

議案第68号、対馬市国民健康保険税条例の一部を改正する条例につきましては、地方税法第703条の5の規定の新設に伴う条例の改正でございます。

内容といたしましては、出産される国民健康保険被保険者に係る産前産後期間の所得割額及び均等割額を減額する制度が創設されたため、所要の改正を行うものでございます。

新旧対照表の51ページを御参照ください。

第23条に、出産被保険者に対する減額の規定を加え、第24条の2の次に、出産被保険者に係る届出の規定を加えることとしております。

なお、附則で、施行期日を令和6年1月1日からといたしております。

以上で、議案第68号について提案理由の説明を終わります。御審議の上、御決定賜りますようお願いいたします。

○議長（初村 久藏君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（初村 久藏君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

お諮りします。本件は、委員会への付託を省略したいと思います。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（初村 久藏君） 異議なしと認めます。本件は、委員会への付託を省略することに決定しました。

これから討論、採決を行います。

議案第68号、対馬市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について、討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（初村 久藏君） 討論なしと認め、採決します。

本件は、原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（初村 久藏君） 異議なしと認めます。本件は、原案のとおり可決されました。

日程第27. 議案第69号

○議長（初村 久藏君） 日程第27、議案第69号、対馬市教職員住宅管理及び使用料条例の一部を改正する条例を議題とします。

提案理由の説明を求めます。教育部長、扇博祝君。

○教育部長（扇 博祝君） ただいま議題となりました議案第69号、対馬市教職員住宅管理及び使用料条例の一部を改正する条例につきましては、教育委員会所管の議案でございますので、その提案理由を御説明申し上げます。

新旧対照表の55ページをお願いします。

新旧対照表の傍線部分が改正部分でございますが、まず、第1条につきましては、別表について、条文中にその記載項目、所在地や構造などを定める根拠が規定されていないため、第1条において、「この条例は、対馬市教職員住宅を別表のとおり設置し、その維持管理に関し必要な事項を定めるものとする」に改め、別表についての規定を定めるものでございます。

次に、別表の改正でございますが、別表中「第8条」を「第1条、第8条」に改め、現行の項番号5及び82から84を削除し、それぞれ項番号の繰上げの改正を行うものでございます。

現行の5の項、厳原町棧原の厳原中学校教職員住宅は、長年教職員が入居しておらず、今後、入居する場合には大規模な改修が必要となる状況でございます。また、厳原中学校内に県立特別支援学校の設置を進める中において、教職員住宅解体後の跡用地の利用を計画しております。

次に、82から84の項、上対馬町古里の比田勝小学校及び比田勝中学校の教職員住宅は、木造平屋で老朽化が著しく教職員の入居が今後も見込めないこと、また、借地に建設されていることから教職員住宅としての用途を廃止し、借地の返還を予定しているものでございます。

今回の改正により、教職員住宅は、条例上98棟167戸となります。

なお、附則で、施行期日を令和6年4月1日としております。

以上で、提案理由の説明を終わります。御審議の上、御決定賜りますよう、よろしくお願いいたします。

○議長（初村 久藏君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（初村 久藏君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

お諮りします。本件は、委員会への付託を省略したいと思います。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（初村 久藏君） 異議なしと認めます。本件は、委員会への付託を省略することに決定しました。

これから討論、採決を行います。

議案第69号、対馬市教職員住宅管理及び使用料条例の一部を改正する条例について、討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（初村 久藏君） 討論なしと認め、採決します。

本件は、原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（初村 久藏君） 異議なしと認めます。本件は、原案のとおり可決されました。

日程第28. 議案第70号

日程第29. 議案第71号

○議長（初村 久藏君） 日程第28、議案第70号、対馬市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例及び日程第29、議案第71号、対馬市企業誘致に関する条例の一部を改正する条例の2件を一括議題とします。

提案理由の説明を求めます。しまづくり推進部長、伊賀敏治君。

○しまづくり推進部長（伊賀 敏治君） ただいま一括議題となりました議案第70号、議案第71号について提案理由とその内容を御説明いたします。

まず、議案第70号、対馬市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例についてでございますが、議案書は39ページ、新旧対照表は56ページから58ページをお願いします。

令和5年6月9日に、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律が公布されたことに伴い、現行条例第4条のうち、「法別表第2の第2欄に掲げる事務」を「特定個人番号利用事務」に、「同表の第4欄に掲げる特定個人情報」を

「利用特定個人情報」に改め、また、第2条の定義において第6号、特定個人番号利用事務及び第7号、利用特定個人情報を追加する一部改正を行うものでございます。

なお、条例の附則といたしまして施行日を、この条例は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律の施行の日から施行するとしております。

次に、議案第71号、対馬市企業誘致に関する条例の一部を改正する条例についてでございますが、議案書は41ページをお願いします。新旧対照表は58、59ページでございます。

本件は、離島という企業の立地に際し、条件不利地といえる本市において、指定基準の緩和により優位性を確保することで優良な企業を誘致し、働く場を設け、若者の人口流出を抑制するとともに、UIターンを促進し、地域社会の維持を図るための一助となることを目的に、企業立地に係る指定基準の緩和を行うものでございます。

具体的な改正の内容でございますが、まず、第4条の指定基準中、製造業及び旅館業等観光関連産業の投下固定資産総額について、現行では一律2,700万円以上であったものを、別表のとおり、それぞれの業種ごとに資本金の規模に応じた額に緩和するものでございます。また、情報処理サービス業に係る雇用要件についても、現行25名から15名に緩和するものでございます。あわせて、別途、施行規則に定めております各種奨励措置につきましても、県内市町の状況を踏まえ拡充することとしております。

なお、附則で、この条例は公布の日から施行することとしております。

以上で、説明を終わります。御審議の上、御決定賜りますよう、よろしく願いいたします。

○議長（初村 久藏君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。

まず、議案第70号について、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（初村 久藏君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

お諮りします。議案第70号は、委員会への付託を省略したいと思います。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（初村 久藏君） 異議なしと認めます。議案第70号は、委員会への付託を省略することに決定しました。

これから議案第70号について討論、採決を行います。

議案第70号、対馬市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例について、討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（初村 久藏君） 討論なしと認め、採決します。

本件は、原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（初村 久藏君） 異議なしと認めます。本件は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第71号、対馬市企業誘致に関する条例の一部を改正する条例について、質疑はありませんか。9番、脇本啓喜君。

○議員（9番 脇本 啓喜君） この改正案の中で第4条なんですが、最後の2行です。「対馬市内に事業所等を新設又は増設するものでなければならない」という条項が入っているんですが、これはなぜ新設か増設をしないと企業誘致とは言えないのでしょうか。新設、増設しなくとも雇用を増やすとか、そういうことは考えられると思うんですけど、これ例えばM&Aとかでそこを引き継いでやるということも考えられるんじゃないですか。であれば、現状のままそれを引き継ぐということについても、今、しまづくりのほうでやっている創業支援事業の中にはM&A、事業承継も含めて奨励していくんだというのが入っていると思うんですが、このあたりの解釈、これでいいのかどうか説明してください。

○議長（初村 久藏君） しまづくり推進部長、伊賀敏治君。

○しまづくり推進部長（伊賀 敏治君） 第4条の新設または増設ということですが、例えば島内でもいいんですけども、新たに新設、現存の事業者が、今現存している事業所に雇用を増やすとかという意味ではなくて、新たな企業という形でないとM&Aとかそこら辺の線引きが、ちょっとそこはうまく説明できない部分はありますけども、そこは条例と照らし合わせてということで判断したいと思っております。

○議長（初村 久藏君） 9番、脇本啓喜君。

○議員（9番 脇本 啓喜君） すみません、答弁、今のよく理解できないんですが、例えば、今ある企業をそのまま購入していただく、これが廃業または倒産するような企業をそれを引き継ぐということについては、これは企業誘致とはならないという今判断ですか。そのままの事業所を使うということであれば、それには当たらない。では、今ずっと前から、私、これ、再当選から話している事業承継ですよね。これはどうやって推進していくんですかといえば、この創業等支援事業とかそういうもので支援していくんだという今までの答弁と少しずれがありませんか。

○議長（初村 久藏君） しまづくり推進部長、伊賀敏治君。

○しまづくり推進部長（伊賀 敏治君） M&Aの場合とか売却とかという部分が、ちょっとこの場でどうだということところは難しいと思うんですけど、例えば製造業、旅館業でしたら資産総額が500万以上とか1,000万以上とかあります。そしてソフトウェア業とか情報サービスにつ

きましては投下資産の縛り等がございませんので、そういった意味ではその売収、その新設する事業所が資産総額とか投下資産額がない場合についても、ケース・バイ・ケースで指定基準を満たす場合もあり得るのかなとは思いますが、その事業所の設立要件といいますか、その手法によっては変わっていく部分もあるのかなというふうに思っていますので、そこはケース・バイ・ケースで判断する部分も出てくるのではないかなというふうに思っています。

○議長（初村 久藏君） 9番、脇本啓喜君。

○議員（9番 脇本 啓喜君） 条例自体で詳細までは決めることは、なかなか難しいところがあると思います。これ施行までに、施行規則というか附則というか細則、その辺りでこの解釈はどういうふうに解釈するのだというものもしっかり、内規ではなくて、これ、企業誘致に手を挙げようという人が、こういうことなんだと分かるような、そういうものも作っていただくようお願いしてここで質問は止めます。

○議長（初村 久藏君） 1番、糸瀬雅之君。

○議員（1番 糸瀬 雅之君） 今、企業誘致のこの条例の件なんですけど、この条例は前から業種は4つですかね、製造業を含めて。この4つという、これはもう少し幅広く業種を増やすという方法は考えられていないのか。また、この業種、この投下資産を2,700万から1,500万まで下げた、これはどなたの指示で下げたのか、部長の指示なのか、市長の指示なのか、その辺はどなたが考えられてこの投下資産を下げられたのか、その2点です。

○議長（初村 久藏君） しまづくり推進部長、伊賀敏治君。

○しまづくり推進部長（伊賀 敏治君） 今回の条例改正の経過につきましては、令和5年度から企業誘致の担務がしまづくり推進部のほうに来ております。私もそこら辺、中身よく精通はしていなかったものですから、まず条例、そして規則、優遇措置、奨励措置等を確認いたしまして、他の県下、市、町と比較をしてみました。そういった中で離島のハンディがあるにも関わらず、本土県内よりも特に有利な条件にもなっていませんでしたので、まずは条件、優遇措置等の見直しを図れるものは図っていくということで、部内、課内で協議をいたしまして、4月以降、協議を重ねてやると他の市町と比較して、今回、条例提案させていただきました。市長から指示があったわけではございませんで、部のほうで検討して、市のほうにこういう改正をしたいということで、今回、上程をさせていただいております。

○議長（初村 久藏君） 1番、糸瀬雅之君。

○議員（1番 糸瀬 雅之君） 部内で検討されたということですが、今、五島市とかそこら辺、かなり企業が今進出していますよね。対馬市の場合は、これまでいろいろな企業が誘致、誘致と言っても、なかなか来なかったとか、そういうようなイメージがあるんですが、もつとほかの自治体とかいろいろと研究されたと言っていますが、全く研究はあまり業種的にはさ

れていないんじゃないかなと思っております。ですから、この条例は委員会付託になると思いますので、しっかりと総務文教常任委員会のほうでいろんな業種を踏まえて、来やすいとか呼びやすい、そして島外からもいろんな企業がもつともつと対馬に来れるような緩和的な条例をもう少しつくったほうが企業的に来やすいんじゃないかなと思っておりますので、しっかりと委員会のほうで行っていただきたいと思っております。

以上です。

○議長（初村 久藏君） しまづくり推進部長、伊賀敏治君。

○しまづくり推進部長（伊賀 敏治君） 先ほどの質問で業種の答弁をしておりませんでしたので、4業種につきましてはこれまでから増やしてはいたんですけども、基本的には、島内の事業者と競合するような業種は避けるべきだという基本的な考えがございますので、そういった意味でこの4事業につきましても他の市町とさほど差はないと思っております。

それ以外につきましては、条例のほうにも特に市長が定める場合はという部分もございまして、そういったところに対応できるかなというふうに思っております。

○議長（初村 久藏君） 1番、糸瀬雅之君。

○議員（1番 糸瀬 雅之君） 島内の業種と競争というかそういったのではなくて、やはり働く場所を求めるわけですから、今そういった雇用の場が若い世代とかありませんので、もう少しそういうふうな企業の業種をいろいろ考えて、これだけの条例だけではちょっと厳しいんじゃないかなと思っておりますので、以上です。

○議長（初村 久藏君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（初村 久藏君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

議案第71号は、配付しております議案審査付託表のとおり、総務文教常任委員会に付託します。

暫時休憩します。再開を2時30分からといたします。

午後2時16分休憩

午後2時30分再開

○議長（初村 久藏君） 再開します。

日程第30. 議案第72号

○議長（初村 久藏君） 日程第30、議案第72号、対馬市営駐車場条例の一部を改正する条例を議題とします。

提案理由の説明を求めます。観光交流商工部長、阿比留忠明君。

○観光交流商工部長（阿比留 忠明君） ただいま議題となりました議案第72号につきましては、観光交流商工部の所管でございますので、その提案理由について説明申し上げます。

議案第72号、対馬市営駐車場条例の一部を改正する条例、議案書は43ページ、新旧対照表は60ページを御覧ください。

この条例は、対馬市営駐車場の駐車料金を改正するもので、最近の物価高騰を踏まえ、普通自動車等の場合、昼間90分までを110円から160円に、その後30分ごとを50円から70円に、夜間520円を780円に、二輪自動車の場合は昼間90分までを50円から70円に、その後30分ごとを30円から40円、夜間260円を390円に改正するものでございます。

なお、附則で、この条例を令和6年4月1日から施行することとしております。

以上、簡単ではございますが、提案理由の説明とさせていただきます。御審議の上、御決定いただきますよう、お願いいたします。

○議長（初村 久藏君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（初村 久藏君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

本件は、配付しております議案審査付託表のとおり、産業建設常任委員会に付託をします。

日程第31. 議案第73号

日程第32. 議案第74号

○議長（初村 久藏君） 日程第31、議案第73号、対馬市交流センター駐車場の指定管理者の指定について及び日程第32、議案第74号、あそうベイパークの指定管理者の指定についての2件を一括議題とします。

提案理由の説明を求めます。観光交流商工部長、阿比留忠明君。

○観光交流商工部長（阿比留 忠明君） ただいま一括議題となりました議案第73号並びに議案第74号につきましては、観光交流商工部の所管でございますので、その提案理由と内容について御説明申し上げます。

議案書45ページを御覧ください。

まず、議案第73号、対馬市交流センター駐車場の指定管理者の指定については、平成31年4月1日から株式会社まちづくり厳原を指定管理者として管理運営を行ってまいりましたが、令和6年3月31日をもって指定期間が満了となるため、対馬市公の施設の指定管理者の指定手続

等に関する条例第5条第1項第4号による公募によらない選定等により、引き続き、まちづくり
厳原を指定管理者として指定いたしたく、議会の議決を求めるものでございます。

その選定につきましては、対馬市指定管理者選定委員会において、選定方法及び審査基準に沿
って審査した結果、募集要項の基準を満たし、対馬市交流センター管理組合の管理者である株式
会社まちづくり厳原が駐車場も一体的に管理運営を行うことで利便性の向上を図ることができる
と判断し、指定管理者候補として選定をいたしました。

なお、指定管理期間は、令和6年4月1日から令和11年3月31日までの5年間といたして
おります。

次に、議案書47ページを御覧ください。

議案第74号、あそうベイパークの指定管理者の指定について、その提案理由と内容を説明申
し上げます。

あそうベイパークは、多目的広場、キャンプ場などを有し、スポーツやレクリエーションなど
憩いの場として御利用いただいております。現在の指定管理期間が令和6年3月31日をもって
終了することから、令和6年度からの新たな指定管理者を指定するため、対馬市公の施設の指定
管理者の指定手続に関する条例及び規則等に基づき、所定の手続を行い、公募による指定管理候
補の選定に至りましたので、議会の議決をお願いするものでございます。

指定管理候補となる団体は、美津島町雑知乙503番地75に所在するグリーンアイランド合
同会社、また、指定の期間は令和6年4月1日から3年間といたしております。

以上で、提案理由の説明を終わります。御審議の上、御決定賜りますよう、よろしく願いい
たします。

○議長（初村 久藏君） 説明が終わりました。

これから2件に対する一括質疑を行います。質疑はありませんか。16番、大浦孝司君。

○議員（16番 大浦 孝司君） 議案第74号についてお尋ねをします。

これは、公募で何者ほどあったのか、応募が。その中で決めたというふうなことです。それ
ともう一つ、通常5年の期間で、そういう委託期間というふうなことなんですが、3年という意
味は何かございますか、その理由が。その2つを、ちょっとまず聞いてみたいと思います。

○議長（初村 久藏君） 観光交流商工部長、阿比留忠明君。

○観光交流商工部長（阿比留 忠明君） お答えいたします。

応募された応募者の数でございますけれども、2者ございました。

もう一点の通常5年のところ、今回3年の指定期間としておりますが、現在、あそうベイパー
クにつきましてはリニューアルと申しますか、改修の管理棟やキャンプ場などの改修工事等を行
っておりますので、これが令和7年までかかる予定でございます。改修後の光熱水費であるとか

ソフト事業との絡み、決済のシステムとかを導入する予定でございますので、その結果が分からないと5年間はちょっと今回は難しいので3年ということで、令和8年に新たな公募をかける予定にしております。

以上でございます。

○議長（初村 久藏君） 16番、大浦孝司君。

○議員（16番 大浦 孝司君） この資料で、私は勉強は不十分であります。例えば、あそこの中が対州馬の飼養管理をされておりますね。その中で、この飼養の経費について、この会社が受けることと、そうではない上県から来る調教師のこと、この経費の面はその辺のことをちょっと聞いてみたかったんですが、対州馬の乗馬の振興についてのことはこの中にどのように盛り込まれているのか、ちょっとその辺の回答をください。

○議長（初村 久藏君） 上対馬振興部長、原田勝彦君。

○上対馬振興部長（原田 勝彦君） 大浦議員の質問に答えさせていただきます。

今回、指定管理が切れるということで、その部分の対州馬の飼養関係につきましては市が直接行うということとなっておりますので、今回の公募の要件の中には入ってはいけません。

以上でございます。

○議長（初村 久藏君） 16番、大浦孝司君。

○議員（16番 大浦 孝司君） 今回の指定についてはないが、今まではやっていた、こういうことですね。それは金額でどのくらいか、出ますか、出ませんか。いいです。そんならそれが抜けるということですね。そして、専門的に調教師を兼ねたことで、ここの場合は市が責任を持つということですね、直営として管理する。私のほうから、まだ資料が十分そろっておりませんから、次の機会にもっと詳しいことをまた聞いてみたいと思います。

終わります。

○議長（初村 久藏君） ほかに質疑はありませんか。9番、脇本啓喜君。

○議員（9番 脇本 啓喜君） 議案第73号なんですけども、これ、私の所属している産業建設常任委員会なので差し控えようと思ったんですが、これだけで初日の説明をされても、指定管理料が幾らなのかとか、そういうのが全く出ていないんです。これ、確かに産建には付託されるんですけど、この時点でほかの議員にもそのくらいの情報は出しとかなないと質問のしようもないと思うんです。そのあたりどうなんですか。指定管理料は幾らで大体どういうふうな内容の指定管理になっているのか、その資料がさっぱりないんです。これ、私の所管ですからここで言うのもどうかと思うんですが、とりあえず指定管理料は幾らなんですか。

○議長（初村 久藏君） 観光交流商工部長、阿比留忠明君。

○観光交流商工部長（阿比留 忠明君） 議案第73号のほうで。（「73号のほう、交流セン

ターの駐車場」と呼ぶ者あり) 駐車場に関しては、指定管理料は発生しておりません。

以上です。

○議長(初村 久藏君) 脇本議員、また委員会のときに質疑してください。9番、脇本啓喜君。

○議員(9番 脇本 啓喜君) 確かに、議長がおっしゃるのも分かります。申合せで自分の所管のことについては委員会ということですが、委員会で審議する前にやはり皆さん、こういうところを委員会でよく調査してほしいですと、そういう話も出てくると思うんです。これだけの資料が初日しか出てこないということは、少し今後とも議運のほうでもちょっといろいろ協議をしていただきたいと思いますので、それだけ話させていただきます。

以上です。

○議長(初村 久藏君) ほかに質疑ありませんか。12番、小田昭人君。

○議員(12番 小田 昭人君) 議案第74号、これも産業建設常任委員会に付託されるみたいですが、私も産建委員ですが、美津島総合公園、全く一緒のような形態で美津島総合公園は2人で年間480万円ぐらいです。ただし、1人勤務で交代を取っております。だから1人当たり年間240万円ぐらいです。そして、現在のあそうベイパークは、5年で約4,900万。年間970万円もかかっているんです。そして、広場は今ほとんど使っておりません。以前は対馬市グラウンドゴルフ協会、ちょうど私が事務局長をした頃、豊玉総合運動公園と交互に使っておったんですが、あそうベイパークは広いから使いやすかったんですけど地盤が軟弱だということでグラウンドゴルフ協会から評判が悪く、今は年間、豊玉町の総合公園でやっております。それで美津島町時代はあそうベイパークも個人委託できれいにしておりました。そして、今はほとんどキャンプ場も使っていないし、広場は全く使っておりません、私、調べました。それで指定管理が必要なのか、総合公園は500万もないんです。5年して2,500万です。それを今4,900万近く5年間で払っております。そして2人、常時、あそうベイパークも雇ってあるみたいですが、その1年間の賃金は決算として出てこない。ということで、何で会社に求めれば年間の賃金は出てくると思うんですけど、それも一切分からないということで私も委員会でいろいろ質疑をしたいと思います。

以上です。

○議長(初村 久藏君) 委員会でそれは審議してください。ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(初村 久藏君) 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

2件は、配付しております議案審査付託表のとおり、産業建設常任委員会に付託します。

日程第33. 議案第75号

○議長（初村 久藏君） 日程第33、議案第75号、対馬市こどもデイサービスセンターの指定管理者の指定についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。福祉部長、田中光幸君。

○福祉部長（田中 光幸君） ただいま議題となりました議案第75号、対馬市こどもデイサービスセンターの指定管理者の指定について、その提案理由と内容を御説明申し上げます。

議案書の49ページをお開きください。

こどもデイサービスセンターは、障害児等に通園の場を設けて日常生活における基本動作の指導及び集団生活への適応訓練を行う施設でございます。本施設の管理運営につきましては、平成31年4月1日より、社会福祉法人米寿会を指定管理者として管理運営をしておりましたが、令和6年3月31日をもって指定管理期間が満了となります。対馬市公の施設の指定管理者の指定手続等に関する条例第2条により公募を行ったところ、1団体から申請があり、選定の結果、指定管理者候補といたしまして社会福祉法人米寿会を指定管理者と指定いたしたく、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

なお、指定管理期間は、令和6年4月1日から令和11年3月31日までの5年間としております。

以上で、提案理由の説明を終わります。御審議の上、御決定賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（初村 久藏君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（初村 久藏君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

本件は、配付しております議案審査付託表のとおり、厚生常任委員会に付託します。

日程第34. 議案第76号

日程第35. 議案第77号

日程第36. 議案第78号

○議長（初村 久藏君） 日程第34、議案第76号、対馬市高齢者生活福祉センター「ピアハウス」の指定管理者の指定についてから、日程第36、議案第78号、デイサービスセンターなるたき園の指定管理者の指定についてまでの3件を一括議題とします。

提案理由の説明を求めます。保健部長、桐谷和孝君。

○保健部長（桐谷 和孝君） ただいま一括議題となりました議案第76号、対馬市高齢者生活福祉センター「ピアハウス」の指定管理者の指定について、その提案理由と内容について御説明申

し上げます。

議案書の51ページをお願いいたします。

対馬市高齢者生活福祉センター「ピアハウス」の現在の指定管理者は、社会福祉法人あすか福祉会ですが、令和6年3月31日をもって期間が満了することから、対馬市公の施設の指定管理者の指定手続等に関する条例第2条により公募を行ったところ、1団体からの申請がございました。

指定管理者候補の選定につきましては、対馬市指定管理者選定委員会により、選定の方法及び審査基準に沿って公正に審査した結果、募集要項の選定基準を満たし、かつ事業計画等の審査及びプレゼンテーション等の実施により、総合的に判断し、社会福祉法人あすか福祉会を指定管理者候補として選定いたしましたので、地方自治法第244条の2第6項の規定により指定管理者として指定いたしたく、議会の議決を求めるものであります。

なお、指定管理期間は、令和6年4月1日から令和11年3月31日までの5年間といたしております。

次に、議案第77号、デイサービスセンター御嶽の里の指定管理者の指定について、その提案理由と内容について御説明申し上げます。

議案書の53ページをお願いいたします。

デイサービスセンター御嶽の里の現在の指定管理者は、社会福祉法人慶長会ですが、令和6年3月31日をもって期間が満了することから、対馬市公の指定管理者の指定手続等に関する条例第2条により公募を行ったところ、1団体からの申請がございました。

指定管理者候補の選定につきましては、対馬市指定管理者選定委員会により、選定方法及び審査基準に沿って公正に審査した結果、募集要項の選定基準を満たし、かつ事業計画等の審査及びプレゼンテーション等の実施により総合的に判断し、社会福祉法人慶長会を指定管理者候補として選定いたしましたので、地方自治法第244条の2第6項の規定により指定管理者として指定いたしたく、議会の議決を求めるものであります。

なお、指定管理期間は、令和6年4月1日から令和11年3月31日までの5年間といたしております。

次に、議案第78号、デイサービスセンターなるたき園の指定管理者の指定について、その提案理由と内容について御説明申し上げます。

議案書の55ページをお願いいたします。

デイサービスセンターなるたき園の現在の指定管理者は、社会福祉法人慶長会ですが、令和6年3月31日をもって期間が満了することから、対馬市公の施設の指定管理者の指定手続等に関する条例第2条により公募を行ったところ、1団体からの申請がございました。

指定管理者候補の選定につきましては、対馬市指定管理者選定委員会により、選定方法及び審査基準に沿って公正に審査した結果、募集要項の選定基準を満たし、かつ事業計画等の審査及びプレゼンテーション等の実施により総合的に判断し、社会福祉法人慶長会を指定管理者候補として選定いたしましたので、地方自治法第244条の2第6項の規定により指定管理者として指定いたしたく、議会の議決を求めるものであります。

なお、指定管理期間は、令和6年4月1日から令和11年3月31日までの5年間といたしております。

以上で、議案第76号から議案第78号までの提案理由の説明を終わります。御審議の上、御決定賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（初村 久藏君） 説明が終わりました。

これから3件に対する一括質疑を行います。質疑はありませんか。9番、脇本啓喜君。

○議員（9番 脇本 啓喜君） デイサービスセンター等の指定管理の更新についてなんですが、平成28年だったと思うんですが、日吉の里を民間移譲する際に、やはり一番大変だったのが、新たな法人が引き継ぐことになりましたので従業員の確保、資格を持った人の確保が大変だったんです。あれも12月に指定管理は最終決定して、それから3か月しかない中で従業員を確保するというのが大変だったということで、もう少し早めにこういう社会福祉関係のものは指定管理更新のときにはするようにできないかということで委員会の中で提案しています。今回はたまたまこの3つとも現在の指定管理団体がそのまま引き継ぐので、そういう問題はないかもしれませんが。やはり、今、対馬市のこういう施設で一番困っているのは人材の確保だと思うんです。早めに指定管理をきっちり決めることで、早めに人材を正式に確保できるという利点があると思います。この指定管理の決定の時期について、今後、検討することは考えていないか、そのあたりをお聞かせください。

○議長（初村 久藏君） 保健部長、桐谷和孝君。

○保健部長（桐谷 和孝君） お答えいたします。

選定をするに当たり、指定管理者選定委員会を開催いたしますが、第1回目の選定委員会を7月上旬に開催し、その後、募集をかけて応募があったことから指定管理者の申請内容等の説明であるとか、書類審査とプレゼンに向けた審議等の整理は9月になります。その後、10月に応募のあった事業所からプレゼン等をしていただいて指定管理者の選定になるわけですが、今のスケジュールから行けば、12月よりも早い議会、9月の議会に提案をするというのはちょっとスケジュール的に難しいものがあると思っております。

○議長（初村 久藏君） 9番、脇本啓喜君。

○議員（9番 脇本 啓喜君） 指定管理に出しているということは市民、デイサービスだったら

高齢者の健康増進とか生きがいを図ることが第一であって、年度が変わってからしか動けないから、そのスケジュールに合わせられないというのは市役所の都合じゃないんですか。私は5年間も指定管理があるわけですから、次の年に指定管理が更新されるということであれば、前もって準備することは可能だと思います。ぜひ検討をお願いします。

○議長（初村 久藏君） いいですか、答弁は。ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（初村 久藏君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

3件は、配付しております議案審査付託表のとおり、厚生常任委員会に付託します。

7番議員、ちょっと雑談があまり多すぎるけんが、静かにしてください。

日程第37. 議案第79号

○議長（初村 久藏君） 日程第37、議案第79号、対馬市厳原地区公民館分館ありあけ会館の指定管理者の指定についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。教育部長、扇博祝君。

○教育部長（扇 博祝君） ただいま議題となりました議案第79号、対馬市厳原地区公民館分館ありあけ会館の指定管理者の指定については、教育委員会の所管の議案でございますので、その提案理由を御説明申し上げます。

議案書の57ページをお願いします。

対馬市厳原地区公民館分館ありあけ会館の指定管理につきましては、現在の指定期間が平成31年4月1日から令和6年3月31日までの5年間となっており、期間が満了することから指定管理者の更新を行うものでございます。

対馬市公の施設の指定管理者の指定手続等に関する条例第5条第1項第4号の規定に基づき、同施設の指定管理につきましては、対馬市指定管理者選定委員会におきまして、公募によらない候補者の選定を行うことで決定したところでございます。現在の指定管理者である白子区との間で新たな指定管理についての協議を行い、事業計画案、収支予算案等の内容につきまして選定委員会で審議された結果、引き続き白子区を選定することに至りましたので、地方自治法第244条の2第6項の規定に基づき、議会の議決を求めるものでございます。

なお、指定管理期間は、令和6年4月1日から令和11年3月31日までの5年間としております。

以上で、提案理由の説明を終わります。御審議の上、御決定賜りますよう、よろしく願いいたします。

○議長（初村 久藏君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（初村 久藏君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

本件は、配付しております議案審査付託表のとおり、総務文教常任委員会に付託します。

日程第38. 議案第80号

○議長（初村 久藏君） 日程第38、議案第80号、あらたに生じた土地の確認及び字の区域の変更について（シレイ・唐洲地区）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。建設部長、内山歩君。

○建設部長（内山 歩君） ただいま議題となりました議案第80号、あらたに生じた土地の確認及び字の区域の変更について（シレイ・唐洲地区）の提案理由と、その内容について御説明申し上げます。

議案書の59ページをお願いいたします。

本議案は、地方自治法第9条の5第1項の規定により、あらたに生じた土地を確認し、同法第260条第1項の規定により字の区域を変更するため、議会への議決をお願いするものでございます。

本件は、旧豊玉町が事業主体で施工しました唐崎漁港整備事業に伴い漁港施設用地として公有水面の埋立を行ったもので、この土地があらたに生じた土地であることを確認するとともに、この区域を対馬市豊玉町唐洲字シレイ並びに豊玉町唐洲字唐洲に編入しようとするものでございます。

土地の位置につきましては、61ページの位置図に埋立区域として赤い丸で示している部分、また、埋立区域の形状及び用途につきましては、62ページの字図、63ページの求積図に着色表示している部分でございます。

なお、今回あらたに生じた土地を異なる2つの字の区域にそれぞれ編入するもので、図面の表示のとおり、A工区埋立区域が対馬市豊玉町唐洲字シレイ3番2から1番8に隣接する里道に至る地先で、面積が1,425.54平方メートルの土地、また、B工区埋立区域が対馬市豊玉町唐洲字シレイ1番8に隣接する里道から字界を経て同町唐洲字唐洲130番8に至る地先で、面積が4,514.23平方メートルの土地でございます。

以上、簡単でございますが、議案第80号の説明を終わります。御審議の上、御決定賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（初村 久藏君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（初村 久藏君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

お諮りします。本件は、委員会への付託を省略したいと思います。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（初村 久藏君） 異議なしと認めます。本件は、委員会への付託を省略することに決定しました。

これから討論、採決を行います。

議案第80号、あらたに生じた土地の確認及び字の区域の変更について（シレイ・唐洲地区）について、討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（初村 久藏君） 討論なしと認め、採決します。

本件は、原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（初村 久藏君） 異議なしと認めます。本件は、原案のとおり可決されました。

○議長（初村 久藏君） 以上で、本日の議事日程は全て終了しました。明日は、午前10時から会派代表質問を行います。

本日はこれで散会とします。お疲れさまでした。

午後3時08分散会
